

東京都板橋区立学校の適正規模 及び適正配置に関する答申

令和6(2024)年4月

いたばし魅力ある学校づくり審議会

(東京都板橋区立学校適正規模及び適正配置審議会)

目 次

第1章	答申の策定	
1.	策定の目的	1
2.	答申の位置付け	2
第2章	諮問事項と平成24年答申内容の見直し	
1.	諮問事項	3
2.	平成24年答申内容の見直し	4
第3章	板橋区立学校の適正規模及び適正配置	
1.	板橋区立学校の現状	5
(1)	区内人口の推移	5
(2)	児童・生徒数、学校数の推移	6
(3)	学校規模の推移	7
(4)	学級規模について	8
(5)	適正規模化への具体的な取組	8
2.	板橋区立学校の適正規模についての基本的な考え方	9
(1)	学校規模による教育上の特性等	9
(2)	板橋区立学校における教育上望ましい規模	10
3.	板橋区立学校の適正規模及び適正配置の実現に向けた基本的な考え方	12
(1)	検討にあたって	12
(2)	検討事項	13
①	通学区域	13
②	地域協議	14
③	小中一貫型学校	15
第4章	新たな学びを踏まえた持続可能な学校施設整備	
1.	基本的な考え方	16
2.	検討すべき事項	17
(1)	ICT化	17
(2)	施設内容	18
(3)	施設更新	18
(4)	子どもたちの多様性と子どもたちを取り巻く様々な環境	18
第5章	適正規模・適正配置に向けた取組	
1.	小規模化対応	21
2.	大規模化対応	21
3.	適正配置	22
第6章	おわりに	

第1章 答申の策定

- 平成24年答申から10年が経過し、子どもたちを取り巻く教育環境や社会状況が大きく変化していることを踏まえて、学校の規模や配置を中心に板橋区の教育の今と未来を展望し、教育委員会が取るべき基本的な考え方や方策をまとめた。
- 本審議会は、今後、教育委員会が策定する「適正規模及び適正配置に関する基本方針」の礎となるために、今後10年間を見据えて、今日的課題や新しい教育環境への対応について審議した。

1. 策定の目的

いたばし魅力ある学校づくり審議会（東京都板橋区立学校適正規模及び適正配置審議会）は、これまでに、平成13(2001)年及び平成24(2012)年の2度にわたり、適正規模及び適正配置に関する議論を行い、答申を策定してきた。この度、令和4(2022)年4月に、板橋区教育委員会（以下、「教育委員会」という。）から、板橋区立学校の適正規模及び適正配置における基本的な考え方や具体的な方策について、新たに諮問されたことを受け（資料編：資料1）、令和4(2022)年4月の第1回審議会以降、作業部会である小委員会を含めて、20回にわたり、議論を進めてきた。

教育委員会は、平成13(2001)年3月及び平成24(2012)年3月にそれぞれ策定した「東京都板橋区立学校の適正規模及び適正配置について(答申)」(以下、平成24年に策定した答申を「平成24年答申」という。)において答申された内容を踏まえて、平成24(2012)年5月に「板橋区立小・中学校の適正配置に関する基本方針」(以下、「基本方針」という。)、平成25(2013)年9月に「将来を見据えた区立学校の施設整備と適正規模・適正配置の一体的な推進のための方針」(以下、「一体的な推進のための方針」という。)を策定した。その後、平成26(2014)年2月に策定した「いたばし魅力ある学校づくりプラン」に基づき、学校施設の老朽化対策と学校の適正規模・適正配置の視点を一体的に推進し、「魅力ある学校づくり」に取り組んできたところである。

平成24年答申から10年が経過し、人工知能(AI)をはじめとする先端技術の高度化や脱炭素社会の実現に向けた取組の深化、子どもたちの可能性を引き出す個別最適かつ協働的な学びを実現する令和の日本型学校教育の実現に向けた取組等、社会や教育を取り巻く環境は著しく変化している。また、令和2(2020)年から始まった新型コロナウイルス感染症の流行は、学校生活に多大な影響を及ぼした一方で、「GIGAスクール構想」の実現に向けた取組を加速させたほか、学校行事や教室のあり方、教員の働き方等の教育環境を見直す契機にもなった。

このような状況を踏まえて、「子どもたちが未来を切り拓くための資質・能力」をより一

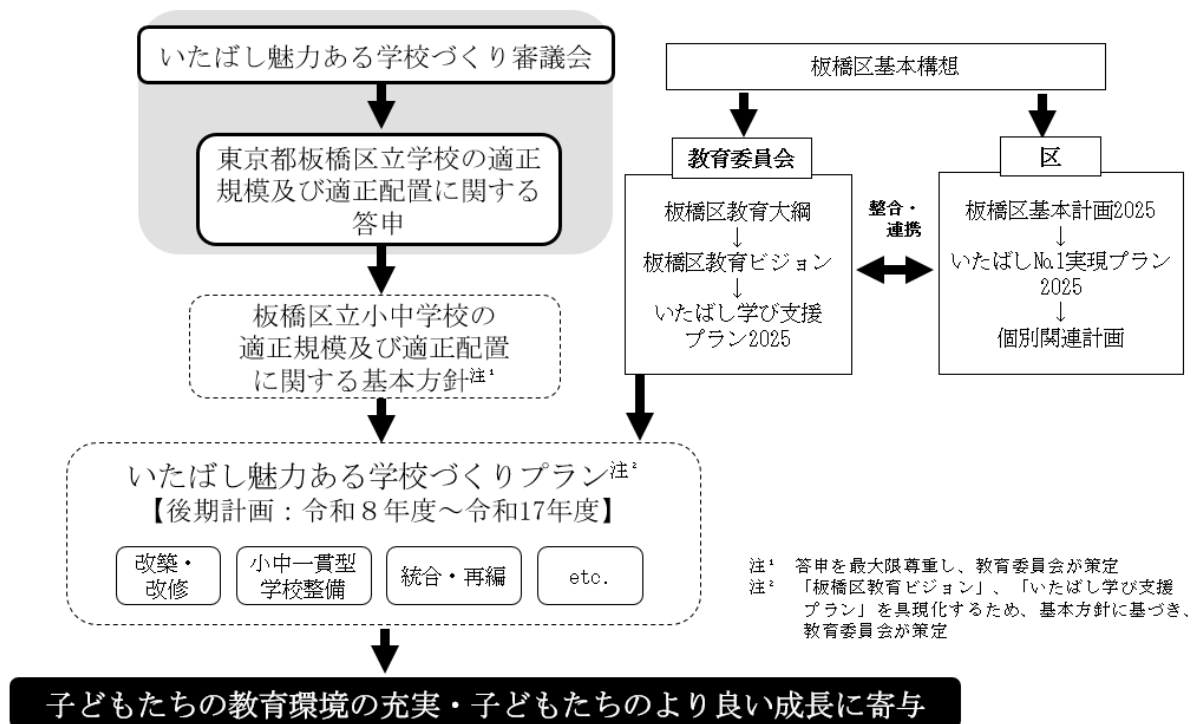
層確実に育成するため、教育委員会が今後取るべき基本的な考え方や基本的方策について改めて整理が必要となったものである。

教育委員会は、本答申を真摯に受け止め、更なる教育内容の充実と教育環境の整備に努めていかなければならない。

2. 答申の位置付け

地方公共団体は、政府が策定する教育振興基本計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないとされている（教育基本法第17条第2項）。区では「板橋区教育ビジョン」を当該計画に位置づけ、そのアクションプログラムとして「いたばし学び支援プラン2025」が策定されている。また、「板橋区教育ビジョン」・「いたばし学び支援プラン2025」で示された、区がめざす学校教育を推進するため、学校施設の老朽化対策と学校の適正規模・適正配置の取組を連動させ、多面的な検討を行うことを目的として、「いたばし魅力ある学校づくりプラン」が策定された。

「いたばし魅力ある学校づくりプラン」の計画期間は、平成28(2016)年度から令和17(2035)年度までの20年間であり、10年間ごとに「前期計画」と「後期計画」とに分けることとなっている。令和8(2026)年度から実施される「後期計画」の策定に向けて、子どもたちを取り巻く教育環境の変化を踏まえながら、新しい教育環境に対応するために、教育委員会が今後取るべき方向性の基本的な考え方及び具体的方策について答申する。



第2章 諮問事項と平成24年答申内容の見直し

- 教育環境の変化を踏まえて、平成24年答申で示した「教育上望ましい規模」の考え方を
見直した。
- 各学校は規模に応じた適切な教育を実施していることから、「望ましい学校規模」から
外れることが直ちに望ましくない教育環境であるとは断定できない。

1. 諮問事項

- ・ 東京都板橋区立学校適正規模及び適正配置の基本的考え方について
- ・ 東京都板橋区立学校適正規模及び適正配置の具体的方策について
- ・ 新たな学びを踏まえた持続可能な学校施設整備の基本的考え方について

子どもたちを取り巻く教育環境は大きく変化しており、国が掲げる「GIGA スクール構想」による児童・生徒向けの一人一台端末の導入や、小学校における35人学級編制の実施に加えて、学習指導要領の改訂により、「全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現」が「令和の日本型学校教育」のめざすべき姿とされたところである。学校では、児童・生徒の学力と技能の定着及び向上を図りつつ、児童・生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて社会性や規範意識を身につけさせることが重要である。

教育委員会では、このような教育環境の変化を踏まえた上で、令和4(2022)年1月に策定した「いたばし学び支援プラン2025」に基づき、「保幼小接続・小中一貫教育の推進」や「板橋区コミュニティ・スクール(iCS)の推進」、「学校における働き方改革」、「誰一人取り残さないための居場所づくり」を柱として、戦略的に施策・事業を展開することにより、直面する課題の解決に向けた取組を進めているところである。

とりわけ、学校整備にあたって取り組んできた「オープンスペース型運営方式¹」や「教科教室型運営(教科センター)方式²」、「職員室のフリーアドレス化」は、子どもたちの個別最適な学びと協働的な学びの実現や教科指導の充実、児童・生徒の主体性の向上、教職員の働きやすさの向上といった効果が期待されるところであり、また、全国的に見ても先進的な取組であるため、他自治体からの注目度も高い取組であると言える(資料編:資料7)。

¹ 普通教室に隣接した空間を設置し、教室の壁面を取り払うことで、教室と一体となった大きな空間を生み出し、この空間を活用した多様な学習活動を実現する方式

² 教科教室型運営方式は、基本的にすべての授業が教科ごとの専用教室で実施され、必要に応じて生徒の活動拠点や学級活動を行うホームベース等が設置されている学校運営方式。教科センター方式は、これに加えて、教科センター(関連する教科教室とメディアスペース、教科教員室等の組み合わせ)を設置している方式

区立学校の児童・生徒数は過去のピーク時からおよそ半減³しており、今後、児童・生徒数は更に減少していくことが見込まれる。一方で、地域によっては大規模集合住宅の建設に起因して、一時的に児童・生徒数が増加しており、小学校における 35 人学級編制の実施とあわせて、学級数増への対応が求められている。（資料編：資料 8, 9）

また、近年は、日本語指導が必要な子どもたちや不登校児童・生徒への対応、子どもたちの多様性への配慮、また障がいの種類や程度に応じた指導や支援による、誰もが共に学び合うインクルーシブ教育等の重要性が増しているほか、教職員の指導が充実するための学校整備といった視点も求められている。

こうした教育環境や社会環境の変化を踏まえた新しい学びに対応しつつ、学校は学び舎としての機能の充実という本来の役割に加えて、災害時における避難所としての防災機能、地域コミュニティの拠点等、学校施設に求められる役割が増大している。今後は、将来的な環境変化の視点も踏まえながら、これらの状況に対応していく必要がある。

これまで教育委員会が取り組んできた通学区域の変更や学校の再編といった適正規模及び適正配置の取組を進めるにあたっては、教育委員会による適切な情報提供や広報活動を行うとともに、学校や保護者、地域関係者による協議体において、十分な合意形成を図っていくことが重要である。

以上のことを踏まえて、本審議会は①適正規模 ②適正配置 ③適正規模化の方法 ④通学区域 ⑤地域協議 ⑥小中一貫型学校 ⑦ICT 化 ⑧施設内容・施設更新 ⑨子どもたちの多様性と子どもたちを取り巻く様々な環境の 9 つの項目について審議を行った。

とりわけ、学校の規模や配置の適正化を図ることは、子どもたちの成長にとって望ましい教育環境を整備するための重要な要件であるとして、これまで策定してきた答申での議論や教育委員会の方針について、新しい教育環境を踏まえた考え方を示している。

2. 平成 24 年答申内容の見直し

答申にあたっては、国の動向や学校運営の現状、教育環境の整備に係る財政状況を踏まえた効果的な教育を提供するための議論を進め、平成 24 年答申で示した教育上望ましい規模について見直しを行った。見直しにあたって、前提となる考え方は以下のとおりである。

現在の区立学校の中には、「望ましい学校規模」から外れる学校が存在するが、学校の教育環境は様々な取組により総合的に整えられるものであり、各学校はそれぞれの規模に応じた適切な教育の提供及び教育の充実に取り組んでいる。したがって、審議会が導き出

³ P. 7 図 1 参照

した「望ましい学校規模」から外れることが直ちに望ましくない教育環境であるとは断定できない。この考え方は、平成 24 年答申から変わるものではない。

このことを確認したうえで、学校の適正規模及び適正配置を実現するための具体的方策を検討した結果、「望ましい学校規模」を大きく下回る場合には「基本方針」に沿って、当該学校に関わる保護者や地域、関係団体等による協議体において学校の方向性を十分に検討することが望ましいとした。

一方、「望ましい学校規模」を大きく上回る場合には児童・生徒数の将来推計を十分に踏まえたうえで、学校教育に影響が出ないよう、学校隣接用地の確保も念頭に置きながら、学校施設の拡充、必要な人員確保等の運営上の配慮を検討する必要がある、とした。

第 3 章 板橋区立学校の適正規模及び適正配置

- 国が示す標準規模等を踏まえて、平成 24 年答申で示した「望ましい学校規模」の内容を見直し、「小中学校ともに 12 学級から 18 学級」とした。
- 複雑多様な課題を解決するための様々な支援人材による体制構築や、活動のねらいや内容に応じた柔軟な授業形態、区独自での教員採用の困難さ等を踏まえて、本答申では「1 学級あたりの人数」を明記しないとした。
- 児童・生徒数の推移や学校に求められる様々な役割等、将来的な教育環境の変化を見据えて、関係主体と連携を図りながら、学校の適正配置に取り組むことが求められるとした。

1. 板橋区立学校の現状

(1) 区内人口の推移

板橋区の総人口は令和 6 (2024) 年 1 月 1 日現在 572,927 人となっている。平成 27 (2015) 年の国勢調査人口を基準とした板橋区人口ビジョン (2020 年～2045 年) では、区内人口のピークは令和 12 (2030) 年になるとしている。(資料編：資料 10)

また、年少人口 (0～14 歳) は令和 12 (2030) 年までは若干の増加傾向にあるものの、その後は減少に転じ、将来的な年少人口の減少は避けられない、とされている。一方、令和 2 (2020) 年以降、年少人口は減少に転じており、令和 6 (2024) 年時点では人口ビジョンにおける見込みと比較し、乖離が見られるようになってきた。(資料編：資料 11)

さらに、直近の年少人口の実績を 5 年齢毎に見ると、0～4 歳の人口が令和 2 (2020) 年から令和 6 (2024) 年の 5 年間で 3,807 人、約 18% 減少しており、また、出生数は平成 30 (2018) 年から令和 4 (2022) 年の 5 年間で 964 人、約 21% 減少しているため、人口ビジ

ョンとは異なる人口動態を示し始めている。(資料編：資料 12, 13)

(2) 児童・生徒数、学校数の推移

昭和 40(1965)年以降の板橋区立学校の児童・生徒数は、小学校は昭和 56(1981)年の 42,008 人をピークに、平成 13(2001)年まで急激な減少が続いた。その後平成 23(2011)年まで横ばいであったが、平成 24(2012)年から令和 4(2022)年までの増加傾向を経て、令和 5(2023)年 5 月 1 日現在の児童数は 23,345 人となっている。

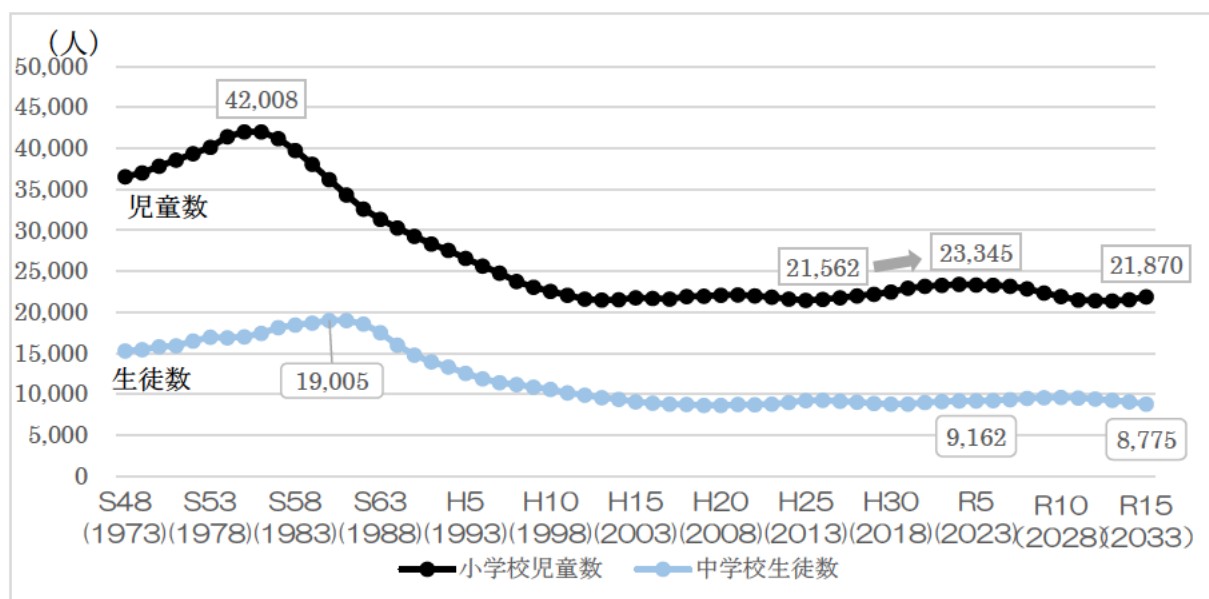
中学校は昭和 60(1985)年の 19,005 人をピークに、平成 20(2008)年まで急激な減少が続いた。その後は横ばいであったが、令和 5(2023)年 5 月 1 日現在の生徒数は 9,162 人となっている。

児童・生徒数をピーク時と比較すると、減少率は小学校が 44.4%、中学校が 51.8%となり、半数近くまで減少している。(図 1)

一方、学校数は最も多かった時(昭和 58(1983)年からの約 20 年間)から小学校は 6 校、中学校は 2 校減少しており、学校数をピーク時と比較すると減少率は小学校が 10.5%、中学校が 8.3%となっている。(資料編：資料 14)

また、令和 3(2021)年の中央教育審議会において答申された「令和の日本型学校教育の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)」では、特別支援学級に在籍する児童・生徒数及び通級による指導を受ける児童・生徒数は増加し続けているとされており、板橋区にも同様の傾向が見られる。(資料編：資料 15)

【図1 児童・生徒推移(特別支援学級(固定)含まない)】



注／数値は「教育要覧」より

注／図1の推計方法について

- ① 令和5(2023)年5月1日現在の住民基本台帳人口に各学校の想定入学率を乗じて各年度の入学者数を算出。
※令和12(2030)年以降の推計において使用している、令和5年5月1日現在で生まれていない0歳未満人口の想定数は、通学区域内の0歳人口の過去5年平均を基本として算出。ただし、過去5年平均と過去2年平均を比較し、10人以上の差がある場合は、出生数の変化を考慮し2年平均を採用。
- ② 通学区域内に一定規模以上の集合住宅建設情報がある場合は、総戸数に東京都から公表される教育人口等推計の集合住宅出現率を乗じた年齢別出現数を算出。
- ③ ②で算出した人数を入居開始年度の翌年度に①で算出した人数に加算する。(年度途中で転校してきた場合はその年の学級編制に影響はないが、翌年度の学級編制に影響するため)

(3) 学校規模の推移

学校規模の推移を見ると、小学校19学級以上、中学校16学級以上の大規模校の数は、小学校では、昭和56(1981)年度の31校から令和5(2023)年度には10校へと21校減り、中学校では、昭和60(1985)年度の17校から令和5(2023)年度には3校へと14校減っている。(資料編：資料16,17)

近年は、小学校6学級以下、中学校5学級以下の過小規模校は減少傾向にあるものの、11学級以下の小規模校は令和5(2023)年度現在、小学校では6校、中学校では9校と一定程度存在している。なお、年少人口は減少していく一方で、小学校では令和3(2021)年度からの35人学級編制の実施により、学級数が横ばいとなる学校が多くなる見込みである。(資料編：資料18,19)

(4) 学級規模について

国の法令⁴により学級編制の標準が設定され、これをもとに東京都において学級編制の基準が設定されている。東京都では、小学校1年生を除き1学級あたり40人を基準として学級編制されていたが、令和3(2021)年度に法令が改正され、令和3(2021)年度は2年生、令和4(2022)年度は3年生と順次35人学級編制が適用され、令和7(2025)年度に小学校すべてで35人学級編制となる。法令改正に伴い、1学級あたりの平均児童数は減少している。(表1)

【表1 板橋区の1学級あたりの児童・生徒数(特別支援学級(固定)含まない)】

小学校における1学級あたりの児童数(平均)	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
令和4(2022)年度 (<u>～3年生</u> ：35人学級編制)	<u>28.8人</u>	<u>29.5人</u>	<u>28.7人</u>	31.7人	32.0人	32.8人
令和5(2023)年度 (<u>～4年生</u> ：35人学級編制)	<u>28.8人</u>	<u>28.9人</u>	<u>29.2人</u>	<u>29.3人</u>	31.5人	32.1人

注/下線部は35人学級編制

中学校における1学級あたりの生徒数(平均)	7年生	8年生	9年生
令和4(2022)年度	34.0人	35.6人	34.2人
令和5(2023)年度	32.2人	35.3人	35.7人

注/令和5(2023)年5月1日現在児童・生徒数より

注/板橋区の中学校では、小中一貫教育の取組として、義務教育9年間のつながりを意識できるよう、中学生の学年を7年生・8年生・9年生と呼ぶ。

(5) 適正規模化への具体的な取組

学校の適正規模化への具体的な取組として、通学区域の変更と学校の統合・再編が挙げられる。大規模な集合住宅建設による児童・生徒数の増加が見込まれる場合は、通学距離や安全性に配慮したうえで、地域や学校の状況に応じて通学区域を変更することで、学校の大規模化を未然に防ぐとともに、小規模校の適正規模化にも効果を発揮してきたところである。(資料編：資料20)

また、継続して過小規模となっている学校については、適正規模・適正配置に関して話し合う協議会を設置し、教育環境の充実のための方策や保護者、学校、地域住民の学校に対する思いや愛着を意見書にまとめることで、学校の統合・再編をはじめとする子どもたちの教育環境の整備を行ってきた。(資料編：資料21)

⁴ 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

これらの学校の適正規模・適正配置に関する取組により、子どもたちの教育環境の改善を図るとともに、学校生活における社会性や規範意識の更なる習得に寄与することができる。

2. 板橋区立学校の適正規模についての基本的な考え方

(1) 学校規模による教育上の特性等

学校毎の児童・生徒数や全学年の学級数といった学校の規模は、子どもたちにとって生活面や学習面だけでなく心理面にも影響を及ぼすものと考えられており、教育の現場における子どもたちの実態を踏まえて、学校教育や学校運営等の視点から審議を行い、次のように意見を集約し、学校規模が及ぼす特性について示した。

一定の集団規模が確保された学校では、子どもたちが多様な人間関係の中で社会性や個性を伸ばし、豊かな人間性の基礎を培い、学力や体力を一層向上させることに加えて、学校運営や教員の資質向上等の面でも様々な良さが発揮される。

集団規模が過大となった場合、児童・生徒一人ひとりの把握やきめ細かな指導、学校行事で活躍できる場面の提供等がしづらくなる傾向があり、学校運営に支障が生じないように配慮する必要がある。

一方で、集団規模が過小となった場合、クラス替えが困難なこと等による子ども同士の人間関係の固定化や、教員数が少ないことによる教員の校務についての負担増、教員間の指導力向上や人材育成機能が不十分となる懸念等、学校教育としての役割を十分に果たすことが難しくなると考えられる。

①教育指導面

	メリット	デメリット
小規模校	○児童・生徒一人ひとりに目が届きやすい。 ○学校行事等で、児童・生徒一人ひとりの活躍の機会が多い。 ○児童・生徒相互の人間関係が深まりやすい。 ○異学年間の交流が生まれやすい。	●多様な考え方に触れる機会や学び合いの機会、切磋琢磨する機会が少なくなりやすい。 ●学校行事や集団教育活動で、活動内容に制約が生じやすい。 ●多様な学習形態・指導体制が取りにくい。 ●人間関係や評価が固定化しやすい。
大規模校	○多様な考え方に触れる機会や学び合いの機会、切磋琢磨する機会が多くなりやすい。 ○学校行事や集団教育活動で、多様な	●児童・生徒一人ひとりに目が届きにくい。 ●学校行事等で、児童・生徒一人ひとりの活躍の機会の設定が難しい。

	活動内容になりやすい。 ○多様な学習形態・指導体制が取りやすい。 ○人間関係の多様化により、社会性や協調性、たくましさを育みやすい。	●集団に埋没し、個性を発揮しにくい。 ●人間関係が希薄になりやすい。
--	--	---------------------------------------

②学校運営面

	メリット	デメリット
小規模校	○教職員間の意思疎通が図りやすく、連携が密になりやすい。 ○学校が一体となって活動しやすい。 ○特別教室や共用設備等の利用調整がしやすい。	●教職員が少ないため、経験や教科、特性等の配置のバランスがとりにくい。 ●教職員一人に対する校務分掌が多くなりやすい。 ●教職員同士による相談・研究が行いにくく、切磋琢磨が生まれにくい。
大規模校	○教職員が多く、経験や教科、特性等の配置のバランスがとりやすい。 ○教職員一人に対する校務分掌が少なく、組織的に行いやすい。 ○教職員同士による相談・研究が行いやすく、切磋琢磨も生まれやすい。	●教職員相互の連絡調整が図りにくい。 ●特別教室や共用設備等の利用調整が難しく、活動に一定の制約が生じやすい。

(2) 板橋区立学校における教育上望ましい規模

学校の適正な規模については、教育環境の変化や教育活動の内容、学校施設や地域の実情、子どもや保護者のニーズ等により多様な考え方があるが、教育環境や教育条件の整備を進める視点から、教育上「望ましい規模」を想定しておくことは必要であると考ええる。

まず始めに、学校規模は、学校教育法施行規則第 41 条⁵及び第 79 条⁶では小中学校ともに 12 学級から 18 学級が標準であるとされており、区では当該規模の学校が令和 5 (2023) 年 5 月現在、小学校 51 校中 34 校、中学校 22 校中 11 校となっている。加えて、令和 5 年度東京都教職員定数配当基準によると、中学校における教員の配置数について、15 学級と 18 学級を比較した場合 5 名増となり、学級数の増加数よりも教職員定数の増加数が多くなることで、人員増により生徒一人ひとりをより把握しやすくなること、一人の教員にかかる校務分掌の負担が減る等により学校運営が円滑になるといった多く

⁵ 小学校の学級数は、十二学級以上十八学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

⁶ 同法第四十一条から(中略)の規定は、中学校に準用する。

のメリットが考えられる。

以上を踏まえたうえで、平成 24 年答申で示した「中学校：12 学級から 15 学級」を見直し、教育上「望ましい学校規模」を国が示す標準にあわせ、「小中学校ともに 12 学級から 18 学級」であるとした。

次に、1 学級あたりの人数では、小学校においては、令和 3 (2021) 年度から導入された「35 人学級編制」が段階的に実施されていることに伴い、1 学級あたりの平均児童数が減少⁷し、平成 24 年答申で示した教育上望ましい学級規模である 1 学級あたり 20～30 人に近い環境となっている。

中学校では「40 人学級編制」を基本としているものの、1 学級あたりの平均生徒数は 34.4 人であり、平成 24 年答申で示した教育上望ましい学級規模である 1 学級あたり 30～35 人に近い環境⁷となっている。また、中学校における「35 人学級編制」の導入の可能性についても、今後示されるであろう国の考えや動きについて注視し、考慮しておく必要がある。

我が国の学校は、校内で働く教職員のうち多くが教員で構成されており、諸外国と比較してもその割合が高く⁸、児童・生徒を取り巻く環境が複雑・多様化している状況では、教員のみをもって、全てに対応することは難しくなっている。

そのため、板橋区では複雑多様化する課題を解決するために、副校長の事務的な補佐を行う副校長補佐、基礎学力の定着及び向上・学級の安定化等を図る学力向上専門員、心身に障がいのある児童・生徒の学校生活の支援や学級運営の補助等を行う学校生活支援員、プリント印刷や授業準備の補助等、教員の業務を支援するスクール・サポート・スタッフ等の様々な人材（資料編：資料 22）を採用し、課題解決のための体制を整えてきた。さらに、様々な人材を配置することにより、教育内容に応じて活動規模を柔軟に変えながら、個別最適な指導と円滑な学校運営に取り組んでおり、今後もより一層、支援体制の充実により、新しい時代の子どもの学びの保障に努めていく必要がある。

同時に、区内の多くの学校では、数学や英語等の教科において、学力の向上を目的に、習熟度に応じた授業や少人数指導の展開、ティーム・ティーチング⁹を実施しており、習熟の遅いグループの底上げと、習熟の早いグループの伸張をめざした、子どもたち一人ひとりに応じたきめ細かな指導が行われている。

⁷ P. 8 表 1 参照

⁸ 「国際教員指導環境調査 (TALIS) 2018 調査結果」日本の学校は教員以外の専門スタッフが諸外国と比べて少ない（教職員総数に占める教員の割合（日：82%、米：56%、英：51%）。

⁹ 授業において 2 人以上の教員が役割を分担し、協力し合いながら指導計画を立て、指導する方式。

一方で、平成 24 年答申で示した 1 学級あたりの人数の下限值(小学校 20 人、中学校 30 人)を区独自の学級編制として実現しようとした場合、令和 5 (2023) 年 5 月時点と比べて、小学校では 504 学級、中学校では 74 学級増加し、増加分に対応するための担任教員 578 名を区で独自に採用する必要がある。全国的な教員不足の現状¹⁰を鑑みると人材確保が極めて困難であることに加えて、学級数増に伴う教室不足をはじめとした施設面での対応が必要となる。さらに、教員は東京都教育委員会において採用され、研修やキャリア制度が確保されている一方、区で独自に教員を採用した場合、研修やキャリアアップの機会に関して課題が多く、先行自治体の状況や事例を踏まえながら十分な制度設計が必要となる。このように、区で独自に教員を採用することは、予算上の制約はもとより、制度面においても様々な課題があることから、区独自の少人数学級編制を実現することは難しいと言わざるを得ない。

以上のように、子どもたちの学校における学びは、教員や学校運営をサポートする多様な人材の配置、活動内容等の様々な要因によって整えられるものであり、単一の指標や数値のみで捉えるものではなく、1 学級あたりの人数だけで決まるものではない。さらに、教育内容に応じた望ましい規模での授業展開や授業形態、授業の進め方の工夫により、子どもたちの個別最適な学びと協働的な学びの保障に向けて取り組んでいる現状があることから、平成 24 年答申の内容を見直し、1 学級あたりの人数については「明記しない」こととした。

なお、更なる教育環境の充実を図っていくために、教職員の配置や学級編制基準の見直し、必要な財源措置について、引き続き、区から国や東京都に対して、機会を捉えて要望していく必要がある。

また、教育委員会においては、教員に欠員が生じた場合の迅速な対応はもとより、円滑な学校運営ができる体制づくりのための様々な人材確保策や必要な予算の確保を行っていくことが求められている。

3. 板橋区立学校の適正規模及び適正配置の実現に向けた基本的な考え方

(1) 検討にあたって

子どもたちにとってより良い教育環境の整備と教育の質を充実させていくためには、学校規模の適正化だけでなく、学校の適正配置にも取り組むことが重要である。

区では、近年、一時的な児童・生徒数の増加が見られるものの、「板橋区人口ビジョン」によると、長期的には令和 12 (2030) 年をピークに年少人口が減少していくことが見

¹⁰ 平成 30 (2018) 年度採用候補者選考(令和元 (2019) 年度採用)受験者数 10,822 名、合格倍率 2.8 倍に対して、令和 5 (2023) 年度採用候補者選考(令和 6 (2024) 年度採用)受験者数 7,948 名、合格倍率 1.6 倍(令和 5 (2023) 年 9 月 29 日東京都教育庁報道発表資料より)

込まれており、適正規模化による教育環境の整備に加えて、人口減少の可能性を見据えた学校の適正配置を検討する必要がある。

具体的には、大規模集合住宅の建設計画を踏まえた通学区域内の児童・生徒数の推計や、通学距離をはじめとした通学に係る安全面を考慮した通学区域の調整を行い、学校の規模が適正となるように学校を配置することが重要である。

また、学校は学び舎としての機能の充実という本来の役割に加えて、地域の活性化や災害に強い地域づくりを進めるための地域活動や防災活動の拠点としての役割を担っていることを踏まえながら、将来的な教育環境の変化も見据えた学校の適正配置について実現することが、教育委員会に求められている。

その他、不登校児童・生徒への対応や中学校部活動の地域連携・移行といった様々な今日的課題に対応していくためには、学校単体を主軸とした従来の適正配置の考え方だけではなく、近隣の学校やその他の公共施設、学校と地域の連携といった広い視野を持って方策を考えていくことが求められている。

(2) 検討事項

学校の適正規模・適正配置の実現にあたっては、学校や地域が抱える固有の事情や課題に加えて、区全体の公共施設のあり方と将来的な学校施設のあり方、維持管理等の課題を総合的に検討する必要がある、そのうえで持続可能な教育環境の整備が求められる。

審議会では、様々な視点から適正規模・適正配置の実現にあたって検討すべき事項を明らかにした。検討に際しては、以下に示した3つの事項を踏まえた有効な方策を導き出していくことが望ましい。

① 通学区域

通学区域は、居住地から学校までの距離だけではなく、児童・生徒の安全性や学校の適正規模、学びのエリア¹¹との整合等様々な要因に基づいて設定されている。

本審議会では、通学区域を検討する際に考慮すべき様々な要因について、「基本とするもの」と「配慮するもの」に分けて整理・検討を行った。

「基本とするもの」としては、子どもたちの教育環境の維持・向上に係る「学校規模」、「通学の安全確保」、「小学校と中学校の通学区域の整合性」が挙げられる。

¹¹ 中学校を核として周辺の小学校をグループ化したもの。学びのエリアでは、小中学校で話し合っただけでエリアの特色を踏まえた9年間の「めざす子ども像」とそれを実現するための教育活動の「基本方針」を設定・共有している。また、教員間で合同研修や交流授業等を行っている。

また、「配慮するもの」としては、円滑な学校運営の視点から、町会・自治会区域及びPTAや青少年委員の地区分け等の様々な点が挙げられる。

通学距離に関しては、距離だけでなく道路状況等を総合的に捉え、弾力的に考える必要があり、特に中学校は、小学校の通学区域と整合性を図ることをめざして、より柔軟に検討することが求められる。

	通学区域の検討にあたって考慮すべき要因
基本とするもの	適正規模の実現 / 安全性・通学距離 / 小中学校の通学区域の整合性
配慮するもの	町会・自治会 / 支部区域との整合性 / その他事項(PTAの地区分けや青少年委員の地区分け、警察署の管轄区域等)

② 地域協議

教育委員会ではこれまで適正規模・適正配置の協議に際して「協議会」を設置し、学校関係者や保護者、町会・自治会等の地域との間で意見集約と合意形成を図ってきた。

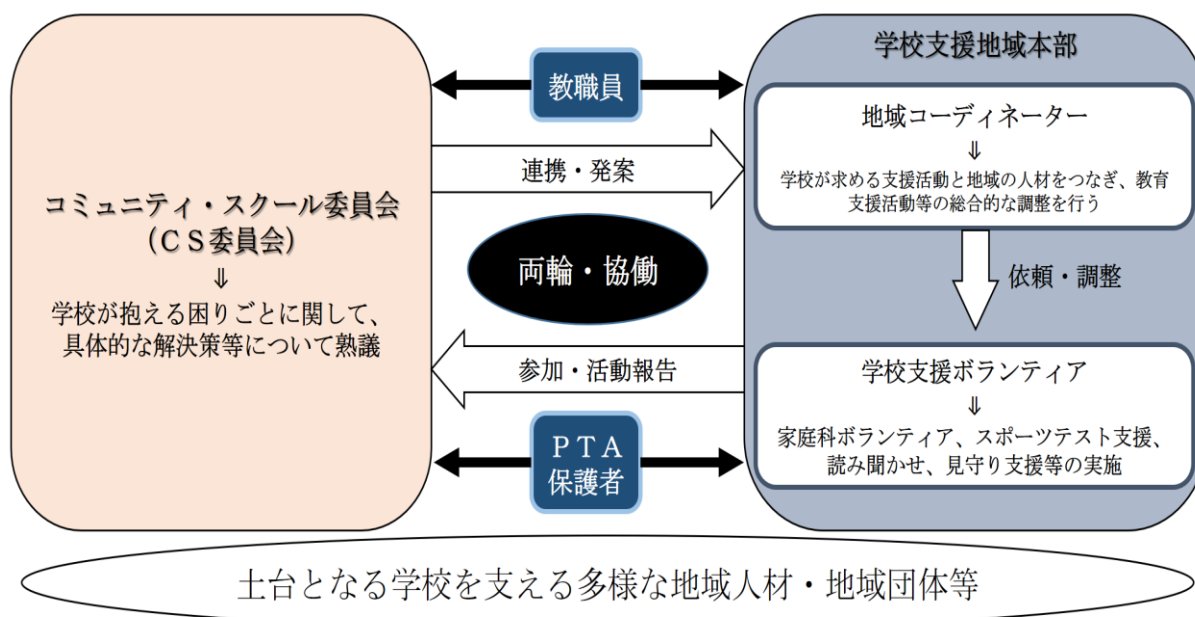
引き続き、学校運営を円滑に進めていくために、保護者や地域等の意見を積極的に取り入れ、地域との協働に取り組んでいくことが求められている。

教育委員会は、地域との協働にあたって、学校と地域が互いに課題を認識し、共通の目標に向かって一体となって地域の子どもたちを育んでいく「地域とともにある学校」を実現するための仕組みとして、板橋区コミュニティ・スクール(iCS)を令和2(2020)年度から本格的に導入した。その中でも、保護者や地域住民が学校運営に参画するコミュニティ・スクール(CS)委員会が果たす役割は大きい。(図4)

今後は、iCSの両輪であるCS委員会や学校支援地域本部と連携を図るとともに、学校や地域の実情を勘案したうえで学校に関わる様々な立場の方からの意見を集めながら協議を進めることが求められる。ただし、CS委員会や学校支援地域本部と連携を図る際は、早期に情報提供することや協議機会を確保するといった配慮が必要である。

また、協議の過程において、必要に応じて教育委員会が対応可能な具体的方策を示す等、協議に係る負担軽減を図ることが望ましい。

【図4 板橋区コミュニティ・スクール（ICS）のイメージ】



③ 小中一貫型学校

小中一貫型学校の設置は、小中一貫教育を推進し、子どもたちのより良い学習環境の整備と成長機会の提供のための1つの手段であり、義務教育9年間を見通した教育課程を編成し、新しい学校の形態を生かした指導の充実に繋がる選択肢である。学校教育は幅広い知識と教養を身に付けるだけでなく、学校内外における社会的活動の促進や自主・自律及び協同の精神、規範意識等を養うことを目標としている。その中で、交流授業や学校行事等における異学年間の交流は、学習意欲の向上に繋がるほか、下級生に対する優しさや上級生への憧れを抱くようになる等、その効果は学習面だけに留まらず、人間力、社会性、自己肯定感の向上に繋がるといった多くの教育効果が期待できる。

教育委員会では、中学校を核として周辺の小学校をグループ化した学びのエリアを設定し、小中一貫教育を行っている。今後設置される小中一貫型学校では、これまでの学校現場における課題の解消に資するためだけではなく、義務教育9年間で意識しためざす子ども像を学びのエリア内で共有し、学校や地域の事情を踏まえながら、特色ある学校づくりや特徴的な取組、先駆的な研究を進めることが重要な役割となる。

そして、その取組や効果を他の小中学校に波及させることにより、小中一貫教育を全ての学びのエリアで効果的に推進していくことが期待できる。

一方で、学びのエリアは、1つの中学校に対して複数の小学校が連携しており、通学区域によっては様々な小学校から進学することから、小中一貫型学校の周辺の小学校

からの進学者と、小中一貫型学校の小学校からの進学者との間で人間関係の構築に差が出ないように配慮する必要がある。

学校によって学級数や通学区域が様々であることや学校間の距離等が異なることから、一概に整備条件を掲げることは難しいが、以下の点に考慮したうえで、設置可能な学校や地域を検討することが望ましい。

設置にあたって考慮すべき内容
①小学校と中学校の通学区域の整合性や就学傾向／②通学距離や通学にかかる安全性

第4章 新たな学びを踏まえた持続可能な学校施設整備

- 教育環境を整備する際は、ICT 技術の更なる向上や環境負荷の低減、子どもたちを取り巻く様々な環境等、多様な視点を持ちながら取り組む。
- 教育環境の整備により今日的課題を解決することで、「個別最適な学びと協働的な学び」を一層推進し、「子どもたちが未来を切り開くための資質・能力」を育む。
- 子どもたちが抱える複雑多様な課題を解決するために、教員や学校運営に携わる様々な人材、子ども本人やその保護者、地域や関係機関と連携を密にして対策を講じる。

1. 基本的な考え方

区の学校施設は、昭和 30 年代から昭和 40 年代の児童・生徒の急増に伴い、集中的に整備が進められたため、数多くの学校が改築や改修等の更新時期を迎えている。また、区が保有する公共施設全体のうち、小中学校等の学校教育施設は約 6 割を占めており、持続可能な区政運営を進めていくうえでも学校施設の計画的な更新は喫緊の課題となっている。

加えて、教育環境の整備にあたっては、これまで取り組んできた「オープンスペース型運営方式」や「教科教室型運営（教科センター）方式」等の先進的な教育環境整備の取組のほか、ICT 技術の高度化により教育環境が更に変化する可能性、バリアフリーやユニバーサルデザイン、環境負荷の低減や自然との共生を考慮した学校施設整備（エコスクール）等、様々な視点を持ちながら、屋外環境等を含めた学校全体の整備に取り組んでいかなければならない。

これらの視点を踏まえながら教育環境を整えていくことにより、「全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」や子どもたちを取り巻く多様な状況への対応、地球規模の課題を自分のこととして捉え課題解決に向けて取り組む学習活動（ESD）がより一層推進され、「子どもたちが未来を切り拓くための資質・能

力」が育まれていくものと考えている。

2. 検討すべき事項

(1) ICT 化

ICT 機器やネットワークの整備・維持・更新といった環境整備は、子どもたちの個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実のために必要不可欠であり、教職員の長時間労働の是正や働き方改革を実現する上でも重要なものであると考える。

教育委員会では、国が掲げる「GIGA スクール構想」を踏まえて、令和 2 (2020) 年度に「板橋区スマートスクールプロジェクト (板橋区立学校 ICT 活用指針)」を策定した。区の ICT 活用に関する計画と整合を図りながら、児童・生徒向けの一人一台端末の配備と高速大容量の通信ネットワークの整備というハード面に加え、これらを活用するための支援人材の配置といったソフト面においても整備を進めてきた。ICT 環境を整備し、支援体制の構築により ICT の活用を進めていくことで、子どもたちの個別最適な学びと協働的な学びの実現に大きく寄与することとなった。

加えて、学校現場では、児童・生徒向けの一人一台端末を活用した授業内容や家庭学習教材の充実、不登校児童・生徒の学びの保障としてのオンライン授業の展開等の学習面に加えて、学校と子どもたちを繋ぐ手段 (オンラインによる相談) や各種アンケートの実施・集計、保護者との連絡手段等、様々な形で活用されており、今後も一層拡充していくことが見込まれる。

そのため、教育委員会においては、各学校に配置している ICT 支援人材によるサポートや、ICT 機器の活用に関する研修の実施、好事例の発信や活用を底上げする支援等、多角的な取組を進めていくことが重要である。なお、取組を進めるにあたっては、ICT 機器を使用する際のルールやリスクについて、学校と家庭が連携しながら進めていくとともに、活用状況に著しい差が出てしまうことがないように、学校間及び教員間の連携を図る必要がある。

また、指導者用デジタル教科書や教職員の校務を支援するシステムの導入、個々の基礎学力の評価・分析による基礎学力向上と作問・採点処理の負担軽減にも繋がる CBT¹²の活用や授業教材の共有等の取組によって、教職員の業務負担の軽減や授業内容の改善・充実に繋がっていくことが期待できる。

今後は、国の動向を踏まえた通信環境の拡充や ICT 分野における早い技術革新を見据えて着実に対応しつつ、教育現場における ICT 機器の主たるユーザーである教職員や子

¹² Computer Based Testing の略で、コンピュータを利用して実施するテスト方式。個々のデータを評価・分析することで、教員や児童・生徒本人が個々の学力や苦手分野を把握し基礎学力の向上に繋げることを目的とするほか、教員の作問・採点処理に係る負担軽減により働き方改革の一助となることが目的。

どもたちの意見・要望に耳を傾けながら、より一層の活用に向けた適切な支援を行っていくことが求められている。

(2) 施設内容

施設内容を検討する際は、オープンスペースをはじめとする学校全体が学びの場所である、という認識の中で、学校全体の機能の充実と、個別最適な学びや協働的な学びの実現、中学校における 35 人学級編制の導入の可能性をはじめとする、新たな教育環境への対応ができる柔軟な設え等を重要な視点として捉える必要がある。

加えて、子どもたちや教職員、学校に関わる様々な主体の意見や要望を取り入れながら、施設整備を進めていくことも重要である。

他方、学校施設は、地域活動拠点や防災拠点としての機能が求められており、これまでと同様に「地域とともにある学校」としての複合的な施設内容となるよう検討する必要がある。あわせて、地域開放部分と学校専用部分とのセキュリティ管理や、施設管理における教職員の負担軽減について、ハード、ソフト両面から検討することが重要である。

防災拠点としての地域防災機能を最大限活用するためには、日頃から学校と地域が連携し、防災・避難訓練をはじめとする災害情報の共有や避難所運営と学校運営を両立するための取組を行い、防災意識の醸成に努めていくことが望ましい。

(3) 施設更新

施設更新にあたっては、年少人口の推計、集合住宅の建築計画、都市整備計画、当該学校施設の老朽化状況、区の財政状況等を踏まえるとともに、施設の多機能化や他の公共施設との複合化、近隣の学校との施設の共有化をはじめとした次世代の公共施設や学習空間のあり方を他自治体の例も参考にしながら総合的に判断し、教育委員会だけではなく区全体で取り組むことで、教育環境の充実に努めていく必要がある。(資料編：資料 23, 24)

また、区の学校敷地は都内特有の土地情勢により限られた面積であることが多く、次世代型の学校施設を想定する場合は、必要な延べ床面積を捻出するための高層化改築を選択肢の一つとして検討する必要がある。

(4) 子どもたちの多様性と子どもたちを取り巻く様々な環境

子どもたちを取り巻く社会環境や生活環境が変化しており、日本語指導が必要な子どもたちの増加(資料編：資料 25, 26, 27) や社会的な課題として挙げられているヤングケアラーへの支援のように、児童・生徒は複雑かつ高度な問題を抱えており、一人ひとり

に寄り添ったきめ細かな対応が必要となっている。

様々な相談事を抱える児童・生徒が、教職員等に容易に相談できるように、職員室にカウンターを設置するといったレイアウトの工夫等を行うことで、施設整備の視点から子どもたちの多様性に対しての環境整備を行う必要がある。

特別な支援が必要な児童・生徒の増加や医療的ケア児への対応、不登校児童・生徒への対応等に適切に対応していくためには、学校現場における受け入れ体制の整備に加え、学びの空間の確保と安心して過ごせる居場所の整備を進め、学びのエリアをはじめとした地域の理解と協力を得ながら、子育て支援や児童福祉等の様々な支援主体と学校の連携を強化していくことが重要となる。

とりわけ、特別支援教育に関しては、小学校では平成 28(2016)年度、中学校では平成 30(2018)年度から実施された特別支援教室（STEP UP 教室）の全校設置等により、教員の特別支援教育についての理解が広まった。一人ひとりに寄り添った丁寧な指導の必要性がより一層認識されたこともあり、これまでに特別な支援を受ける子どもたちが増えてきている。

区では、障がいの種類や程度に応じて、「特別支援学級」、「特別支援教室（STEP UP 教室）」、「きこえとことばの教室」を設置しており、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズにあった適切な指導及び必要な支援に努めている。（資料編：資料 28, 29）

心身に障がいのある児童・生徒の学校生活の支援等を行う学校生活支援員等も活用しながら支援レベルに応じた体制を充実させることで、子どもたち一人ひとりの特性に対応した適切な指導や支援、学びやすい環境づくりに努めている。

一方で、板橋区には情緒・行動面等で個別の対応が必要な児童・生徒を対象とした特別支援学級（いわゆる固定級）がなく、週に 1 回程度、特別支援教室（STEP UP 教室）に通い、指導を受けている。子どもたち一人ひとりに応じた指導を充実させていくためには、情緒・行動面等で個別の対応が必要な児童・生徒を対象とした特別支援学級の設置を検討することが必要である。

加えて、特別支援教育の制度や体制について、保護者や地域の理解を促進するためには、特別支援教育の内容や状況をより丁寧でわかりやすく情報提供・発信していくことが重要である。

支援を必要とする子どもたちの推移を予測することは難しいが、特別な支援を受けながら学ぶ児童・生徒数は多くなっている現状を踏まえると、今後、特別支援学級や特別

支援教室(STEP UP 教室)等についての適正規模・適正配置について検討していく必要性も考えられる。

学校施設の整備にあたっては、通常学級と特別支援学級が交流しやすい教室配置を検討し、通常学級と特別支援学級のそれぞれの教員が連携を図りやすい体制の構築と、学校と保護者や地域等、様々な主体と連携した支援体制の構築を考えていく必要がある。

また、近年は、不登校児童・生徒が増加しており、全国的な課題となっている。教育委員会では、そのような状況を踏まえて、不登校児童・生徒に対する校内での居場所づくりや支援体制の強化といった施策を展開しており、引き続き、子どもたちが安心して過ごしたり、個別に学習したりすることができる居場所の確保が求められている。

これらの取組に加えて、苦手分野の克服や学び直しに向けた学習用端末等を活用した支援策の検討や、ICT を活用した効果的な授業を行うための教員研修等、引き続き、教員や子どもたち本人、保護者、地域と連携を密にしながら対策を講じていく必要がある。(資料編：資料 30)

さらに、不登校児童・生徒への対応に加えて、不登校を生まないための未然防止策も考えていく必要がある。不登校の要因や背景は複雑・多様であることから、教育の観点から対応することはもとより、様々な関係機関とも情報共有を行いながら、状況の把握に努め、適切な支援を行っていくことが重要である。

子どもたちが抱える複雑かつ高度な問題を解決するため、子どもたちの多様性に配慮した施設づくりの視点を踏まえた議論をしていくことが望ましい。

第5章 適正規模・適正配置に向けた取組

- 小規模化対応についてはこれまでの取組を継続し、過度な小規模化の進行に対しては、施設整備や学校運営上の工夫では十分な対応ができないことがあるため、より早急な対応が必要である。
- 大規模化対応については、普通教室への転用や適切な人材配置により大規模化に係る課題の最小化に努めていくことが重要である。
- 適正配置の取組では、学校の規模が適正となるように学校を配置する考え方に加えて、義務教育9年間を通した系統性・連続性に着目した小中一貫教育の推進や、学校とその他公共施設の連携・複合化等により今日的課題の解決に繋げていく、という発想が必要である。

これまで述べてきたとおり、子どもたちのより良い教育環境を整備し、教育の質を充実していくためには、学校規模の適正化と学校の適正配置の双方に取り組むことが重要である。

区には、本答申で示した教育上「望ましい学校規模」から外れる学校が 28 校存在している(令和 5 (2023)年度は小学校 51 校中 17 校、中学校 22 校中 11 校)が、既に述べてきたように、各学校ではそれぞれの規模に応じた適切な教育の提供と教育の充実に取り組んでおり、「望ましい学校規模」から外れることが直ちに望ましくない教育環境にあると断定できない。

教育上「望ましい学校規模」を大きく外れる場合においては、区や学校、保護者、地域関係者等の関係主体が良好な教育環境の確保に向けて議論する必要がある、規模に応じた取組や考え方について、適正配置に向けた取組や考え方とあわせて、以下のとおりまとめた。

1. 小規模化対応

教育委員会では、これまで「基本方針」や「一体的な推進のための方針」に沿って、小規模化に関する課題を学校はじめ、地域、保護者と共有し、小規模化解消に向けて学校関係者による協議会を設置し、検討していくことを基本としながら、適正規模化の取組を推進してきた。これらの取組を継続しつつ、通学区域の変更といった児童・生徒数の増加に繋がる取組や年少人口の将来推計を踏まえた学校の統合・再編について検討を進めていくことが考えられる。

また、全学年が単学級になる程度の過度な小規模化が進行している場合は、過小規模となったことで学校が抱える課題に対して、施設整備や運営面、指導面の工夫では十分な対応ができないことがあるとともに、過小規模校を避けて隣接校への入学を希望する児童・生徒の割合が高くなる傾向があることから、一層過小規模化が進むことによって教育面や運営面に及ぼす影響が大きく、より早急な対応が必要であると言える。

2. 大規模化対応

区内には大規模集合住宅の建設による一時的な児童・生徒数の増加や、小学校における 35 人学級編制の実施による学級数の増加によって、学校規模が大規模化している学校があり、大規模化対応は区が抱える喫緊の課題となっている。

大規模化の解消に向けた取組として、新たに学校を設置することや通学区域を変更することが挙げられるが、新校設置は学校用地を確保することが難しく、多額の建設費用がかかることを踏まえると現実的とは言えず、また、通学区域を頻繁に変更することは児童・生徒、保護者に不安を与え、地域の混乱に繋がることが懸念されるため、望ましくない。

大規模集合住宅が建設された場合、子どもの数は増加するものの、児童・生徒数の増加は一時的な傾向となることが多い。よって、校舎の増築や改築等のハード面における対応

を行うにあたっては、東京都が毎年公表している集合住宅児童・生徒等出現率表を参考に、当該校の人口動態を確認し、学校規模の将来推計を踏まえて慎重に検討する必要がある。

平成 29(2017)年以降、集合住宅の建設に起因する児童・生徒数の増加により、普通教室の不足に対応するために増築した学校が 3 校あり（資料編：資料 23）、引き続き、学校規模の将来推計を丁寧に注視していかなければならない。

今回、大規模化対応を検討するにあたって、大規模校の状況を把握するため、他自治体へのアンケート調査を行い、また学級数が多い区内小中学校の校長を本審議会に招いて大規模校の良い点や学校運営上の課題や工夫についてヒアリングを実施し、次のことが確認された。

大規模校の良い点として、児童・生徒数が多いことにより運動会等の学校行事に活気があり、多くの他者と日々接することにより切磋琢磨の姿勢と社会性が一層育まれる等、子どもたちにとってより良い成長に繋がる面がある。さらに、多くの教員が配置されることにより教員間での協力体制が組みやすく、所掌事務の分散による負担軽減に繋げやすい。また、授業や教材研究においても職場内で研修が効果的に行うことができるといった、組織運営や人材育成面でのメリットがある。その他、保護者も必然的に多くなるため、学校を支援してくれる人材が確保しやすい、といった多くの項目が挙げられた。

一方、学校運営上の課題として、全校朝礼や学年ごとに行う校外学習等の行事の場所の確保、安全確認等の運営上の配慮事項が多い、特別教室や体育館、プールを利用する際に時間割の調整に労力を要すること、また、副校長や養護教諭、学校医といった特定の職について、児童・生徒数に応じた配置がされているとはいえ、担当する人数が多いため負担が多くなる傾向がある、大規模化により給食室での調理のしやすさや効率化に工夫が必要である等が挙げられた。

これらの課題に対しては、学校内の多目的室や余剰教室を有効活用し、適宜、時間割を調整しながら学校運営を行うとともに、複雑多様化する課題を解決するための様々な支援人材（資料編：資料 22）を配置することが有効であることが確認できた。

これらの状況を踏まえつつ、大規模化が進んでいる学校については、余剰スペースの普通教室への転用や増築等による教室・諸室の確保に加え、校外施設の活用検討、学校の隣接用地の活用を含めて、課題が最小化し、教育環境が充実するよう努めていくことが重要である。

3. 適正配置

教育委員会はこれまで、「基本方針」及び「一体的な推進のための方針」に基づき、学校

関係者や地域関係者と合意形成を図りながら、子どもたちのより良い教育環境を整備するために、統合・再編や通学区域の変更、増改築等により適正配置の取組を進めてきた。

引き続き、大規模集合住宅の建設計画を踏まえた通学区域内の児童・生徒数の推計や通学区域の調整を行い、学校の規模が適正となるように学校を配置することが重要である。

また、適正配置の検討にあたっては、将来的な人口減少の可能性や教育環境の変化を見据えながら、不登校児童・生徒への対応や中学校部活動の地域連携・移行等の今日的課題を踏まえて、区全体の公共施設や将来的な学校施設のあり方について、教育委員会だけでなく区全体で取り組んでいく必要がある。

そのため、学校単体を主軸とした考え方だけではなく、学校同士の連携や学校とその他公共施設の連携、学校と地域の連携によって、教育活動の充実や今日的課題の解決に資する取組ができるような学校配置を考える、という広域的かつ連携的な発想が必要である。

学校同士の連携においては、学びのエリアにおける小中一貫教育の推進の中で、義務教育9年間を通した系統性・連続性に着目した教育が行われている。教員の交流や児童・生徒の交流により、学力の定着や向上、子どもたちの社会性の向上、教員の意識改革等、様々な効果が期待できる。さらに、学びのエリアにおける小中一貫教育での取組や効果を他の学びのエリアに共有していくことも重要である。

学校とその他公共施設の連携の視点では、区立図書館や生涯学習センターといった社会教育施設や、区民ホール等の区民施設と連携する、あるいは将来的に学校施設の中に設置することにより、子どもたちの学習機会の創出や多様な学習環境が生み出される。

このことにより、学校が地域住民の生涯学習の場や地域コミュニティの形成の場所にもなることから、地域住民や関係団体等が学び、活動する環境も充実する。加えて、複数の公共施設の複合化によって、住民の利便性向上や将来的な学校施設の効果的な活用、公共施設の将来的な維持管理コストの削減といった更なる効果も期待できる。

また、学生ボランティア等の人材や教育活動を支援する団体とより一層の連携を図ることで、学校と地域が一体となり、学力の定着や向上をはじめとした教育環境の充実に繋がっていく。それにより、多様な支援体制が必要な不登校児童・生徒への対応や、地域の支援人材や団体を活用し地域展開を行う中学校部活動の地域連携・移行等の今日的課題の解決に繋がっていくことができる。

学校の適正配置に向けて、教育委員会がこれまで取り組んできた学校の統合・再編は継続しながらも、地域連携や地域防災の拠点としての役割を踏まえる必要がある。そして、

区全体を学びの場・空間と捉え、学校や保護者、地域等の関係主体と共に適正配置について取り組んでいくことで、特色ある学校づくりに繋がることが期待される。

第6章 おわりに

答申にあたって実施したパブリックコメントでは、様々な視点から多くの意見が寄せられた。とりわけ、ICT環境の活用や特別支援教育、日本語指導、学校支援人材の確保等に関するご意見が多く寄せられていることから、教育環境や社会状況の著しい変化によって子どもたちを取り巻く環境が大きく変わってきていることを改めて確認することができた。

また、子どもたちを取り巻く環境は、今後更に変化していくことも想定される。子どもたちの多様な状況を捉え、誰ひとり取り残されることなく、すべての人が質の高い教育を受けられるよう、柔軟かつ積極的に対応していく姿勢が重要である。

本審議会は、板橋区立学校の適正規模及び適正配置の検討にあたり区立学校の現状と問題点を整理し、事例研究による考察も加えながら議論を進め、適正規模及び適正配置の基本的な考え方、具体的な方策について一定の方向を見出すことができた。本答申は、それらを提言としてまとめたものである。

教育委員会においては、本答申を真摯に受け止め、「子どもたちが未来を切り拓くための資質・能力」を育成する「魅力ある学校」の整備・充実に向けて、国や東京都への財政支援も含めて、最大限努力すべきである。

各学校、保護者、地域関係者は、互いに連携・協力し、未来を担う子どもたちにとって、より良い教育環境を実現・持続するための視点に立ち、十分に検討してほしい。

本答申がその指針となることを切に願ってやまない。

答申（資料編）

資料 1	諮問文	1
資料 2	東京都板橋区立学校適正規模及び適正配置審議会条例.....	2
資料 3	東京都板橋区立学校適正規模及び適正配置審議会条例施行規則	3
資料 4	東京都板橋区立学校適正規模及び適正配置審議会委員名簿.....	5
資料 5	審議会 審議経過	6
資料 6	小委員会 審議経過.....	7
資料 7	オープンスペース型運営方式等の導入状況.....	8
資料 8	地区毎の小学校 学級数推計(特別支援学級(固定)含まない).....	8
資料 9	地区毎の中学校 学級数推計(特別支援学級(固定)含まない).....	9
資料 10	板橋区総人口の見通し	10
資料 11	年少人口（0～14 歳）の人口ビジョンにおける見込と実数との比較	10
資料 12	年少人口（5 年齢毎）の推移（直近 10 年）	11
資料 13	区の出生数推移（直近 10 年）	11
資料 14	学校数推移	12
資料 15	特別支援学級(固定)・特別支援教室(通級)の児童・生徒数推移(直近 10 年)	12
資料 16	小学校の学校規模の推移(特別支援学級(固定)含まない).....	13
資料 17	中学校の学校規模の推移(特別支援学級(固定)含まない).....	13
資料 18	学校配置図と各学校の学校規模（令和 5 年度）	14
資料 19	学校配置図と各学校の学校規模（令和 15 年度推計）	15
資料 20	これまでの通学区域変更履歴	16
資料 21	これまでの統合・再編履歴.....	18
資料 22	学校支援人材一覧	19
資料 23	小学校改築・長寿命化改修等工事实施状況.....	21
資料 24	中学校改築・長寿命化改修等工事实施状況.....	22
資料 25	板橋区立学校における外国籍児童・生徒数の推移（直近 5 年）	23

資料 26	板橋区立学校における日本語指導が必要な児童・生徒の推移（直近 5 年） ..	2 3
資料 27	板橋区立学校における外国籍児童・生徒に対する日本語学習の取組	2 4
資料 28	板橋区特別支援教育（固定級）の現状.....	2 4
資料 29	板橋区特別支援教育（通級）の現状	2 4
資料 30	不登校への主な取組	2 5
資料 31	中間のまとめに対するパブリックコメントと審議会の考え方	2 7

資料 1

4 板教新学第 5 3 号
令和 4 年 4 月 1 9 日

東京都板橋区立学校適正規模
及び適正配置審議会 様

東京都板橋区教育委員会

東京都板橋区立学校適正規模及び適正配置等について（諮問）

東京都板橋区立学校適正規模及び適正配置審議会条例第 2 条第 1 項の規定に基づき下記のとおり諮問します。

記

- 1 東京都板橋区立学校適正規模及び適正配置の基本的考え方について
- 2 東京都板橋区立学校適正規模及び適正配置の具体的方策について
- 3 新たな学びを踏まえた持続可能な学校施設整備の基本的考え方について

（諮問理由）

平成 2 4 年 3 月の審議会答申から 1 0 年が経過し、GIGA スクール構想の実現に伴う一人一台端末の導入、小学校における 3 5 人学級編制の実施、小中一貫教育の推進、一部地域における大規模集合住宅の建設や「まちづくり」の進行による一時的な児童・生徒数の増加をはじめ、区立学校を取り巻く状況は変化している。

子どもたちのための持続可能な教育環境の整備と学校教育の充実のために、板橋区立学校の適正規模及び適正配置のあり方や「いたばし魅力ある学校づくりプラン」後期計画の策定に向けて、区が今後取るべき方向性の基本的な考え方及び具体的方策について、様々な立場の方に十分な協議を重ねていただく必要がある。

資料 2

東京都板橋区立学校適正規模及び適正配置審議会条例

平成11年12月 1 日
東京都板橋区条例第52号

(設置)

第1条 東京都板橋区立の小学校及び中学校等（以下「区立学校」という。）の児童及び生徒等の数の減少に伴う教育環境の整備及び学校教育の充実を目的として、区立学校の適正規模及び適正配置等に関連する事項を審議するため、東京都板橋区教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として、東京都板橋区立学校適正規模及び適正配置審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて次の各号に掲げる事項について審議し、答申する。

- (1) 区立学校の適正規模に関すること。
- (2) 区立学校の適正配置に関すること。
- (3) 前2号の事項に関連して教育委員会が必要と認める事項

2 審議会は、審議の経過を踏まえ、必要があると認めるときは、答申前においても、前項の審議事項について、意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する委員 21 人以上をもって組織する。

- (1) 区議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 区民
- (4) 区職員
- (5) 区立学校の教職員

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条第1項に規定する答申をしたときに満了する。

2 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(小委員会)

第7条 審議会は、議事を効率的に行うための組織として小委員会を設けることができる。

2 小委員会の委員は、審議会に諮り、会長が指名する。

(意見の聴取)

第8条 審議会及び小委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

資料 3

東京都板橋区立学校適正規模及び適正配置審議会条例施行規則

平成 11 年 12 月 1 日
東京都板橋区教育委員会規則第 8 号
改正
平成 21 年 12 月 25 日
東京都板橋区教育委員会規則第 21 号
平成 27 年 3 月 23 日
東京都板橋区教育委員会規則第 15 号
令和 3 年 12 月 23 日
東京都板橋区教育委員会規則第 19 号

東京都板橋区立学校適正規模及び適正配置審議会条例施行規則を左記のとおり制定する。

記

(趣旨)

第 1 条 この規則は、東京都板橋区立学校適正規模及び適正配置審議会条例（平成 11 年板橋区条例第 52 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の数)

第 2 条 条例第 3 条各号に掲げる区分ごとの委員の数は、次のとおりとする。

- (1) 区議会議員 5 人以内
- (2) 学識経験者 5 人以内
- (3) 区民 7 人以内
- (4) 区職員 2 人以内
- (5) 区立学校の教職員 2 人以内

(オンライン出席)

第 3 条 委員又は条例第 8 条に規定する委員以外の者は、映像及び音声の送受信により即時にその状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって板橋区立学校適正規模及び適正配置審議会（以下「審議会」という。）の会議に出席することができる。

(会議の公開)

第 4 条 審議会の会議は、公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合については、出席委員の 3 分の 2 以上の多数で決定したときは、非公開とすることができる。

- (1) 審議会の会議において取り扱う情報が、東京都板橋区情報公開条例（平成 12 年板橋区条例第 1 号）第 6 条第 1 項各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 審議会の会議を公開することにより公正かつ円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあると認められるとき。

(傍聴)

第 5 条 審議会の会議を傍聴しようとする者は、会長の許可を得なければならない。

2 傍聴の手続、傍聴人の守るべき事項、その他傍聴に関して必要な事項は別に定める。

(小委員会の組織及び運営)

第 6 条 審議会に小委員会を設けるときは、小委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、小委員会に属する委員の互選により定める。
- 3 委員長は、小委員会を招集する。
- 4 委員長は、小委員会における検討の結果を審議会の会長に報告する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 第 3 条の規定は、小委員会における会議の出席について準用する。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、新しい学校づくり課において処理する。

(補則)

第8条 審議会の議事の運営に関し必要な事項は、審議会に諮り、会長が定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成21年12月25日教育委員会規則第21号)

この規則は、平成22年1月1日から施行する。

付 則 (平成27年3月23日東京都板橋区教育委員会規則第15号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

付 則 (令和3年12月23日東京都板橋区教育委員会規則第19号)

この規則は、公布の日から施行する。

資料 4

東京都板橋区立学校適正規模及び適正配置審議会委員名簿

	氏 名	役 職	備 考
学識経験者	◎天竺 茂	千葉大学教育学部 名誉教授	
	○小林 福太郎	東京女子体育大学 前教授	
	□倉斗 綾子	千葉工業大学創造工学部デザイン科学科教授	
	斎尾 直子	東京工業大学環境・社会理工学院 建築学系教授	
	松波 紀幸	帝京大学教職センター教育学部初等教育学科 准教授	
区議会議員	田中 やすのり	板橋区議会 議長	第 8 回～
	坂本 あずまお	板橋区議会 議長	第 1 回～第 7 回
	中村 とらあき	板橋区議会 文教児童委員長	第 8 回～
	安井 一郎	板橋区議会 文教児童委員長	第 2 回～第 7 回
	小林 おとみ	板橋区議会 文教児童委員長	第 1 回
区民委員	露木 保文	板橋区町会連合会 副会長	
	古谷 茂	板橋区青少年健全育成地区委員会連合会 会長	
	□緑川 有紀	板橋区青少年委員会 会計	
	□小宮 慶之	板橋区立小学校 PTA 連合会 顧問	
	◇藤原 康俊	板橋区立中学校 PTA 連合会 顧問	第 8 回～
	◇横川 隆之	板橋区立中学校 PTA 連合会 顧問	第 1 回～第 7 回
	木村 縁理	区民公募	
	田邊 和子	区民公募	
区職員	尾科 善彦	板橋区副区長	第 9 回～
	橋本 正彦	板橋区副区長	第 1 回～第 8 回
	中川 修一	板橋区教育委員会教育長	
区立学校教職員	□中川 久亨	板橋区立北野小学校 校長	
	□伊藤 聡	板橋区立板橋第一中学校 校長	

◎会長、○副会長・小委員会委員長、◇小委員会副委員長、□小委員会委員

資料5

審議会 審議経過

回数	開催月日	審議内容
第1回	令和4年4月19日	教育長挨拶、委嘱状交付、委員紹介、会長・副会長の選出、諮問、諮問内容について、審議期間について、協議事項（審議会の呼称について、審議の進め方及び小委員会について）、報告事項（平成24年審議会答申、いたばし魅力ある学校づくりプラン概要・進捗経過について、板橋区立学校の概況、いたばし学び支援プラン2025）
第2回	令和4年6月23日	委嘱状交付、第1回審議会議事録の区ホームページへの公開について、第1回小委員会の報告について、意見交換（諮問内容に対する議論の視点や方向性）
第3回	令和4年8月9日	第2回審議会における主な意見等について、第2回小委員会の報告について、適正規模・適正配置・適正規模化の方法について、意見交換（通学区域）
第4回	令和4年10月7日	第3回審議会における主な意見等について、第3回小委員会の報告について、大規模化対応について、通学区域について
第5回	令和4年12月16日	第4回審議会における主な意見等について、第4回小委員会の報告について、大規模化対応について、通学区域・地域協議について
第6回	令和5年2月8日	第5回審議会における主な意見等について、第5回小委員会の報告について、大規模化対応について、小中一貫型学校について
第7回	令和5年4月12日	第6回審議会における主な意見等について、第6回小委員会の報告について、小中一貫型学校について、施設内容・施設更新について
第8回	令和5年6月30日	第7回審議会における審議状況、第7回小委員会の報告、特別支援教育、審議内容振り返り及び中間まとめ構成案
第9回	令和5年8月10日	第8回審議会における審議状況、第8回小委員会の報告、答申（中間のまとめ案）
第10回	令和5年10月10日	第9回審議会における審議状況、答申（中間のまとめ案）
第11回	令和5年12月15日	第10回審議会における審議状況、答申（中間のまとめ案）
第12回	令和6年2月7日	パブリックコメント実施結果、答申案

資料 6

小委員会 審議経過

回 数	開催月日	審議内容
第 1 回	令和 4 年 5 月 31 日	委員長・副委員長の選出、審議の進め方について 第 2 回審議会に向けての資料等の検討
第 2 回	令和 4 年 7 月 21 日	第 2 回審議会の報告、第 3 回審議会に向けての資料等の 検討（適正規模について、適正配置について、適正規模 化の方法について）
第 3 回	令和 4 年 9 月 12 日	第 3 回審議会の報告、第 4 回審議会に向けての資料等の 検討（適正規模・適正配置・適正規模化の方法について、 通学区域）
第 4 回	令和 4 年 11 月 1 日	第 4 回審議会の報告、第 5 回審議会に向けての資料等の 検討（大規模化対応について、通学区域について、地域 協議について）
第 5 回	令和 5 年 1 月 20 日	第 5 回審議会の報告、第 6 回審議会に向けての資料等の 検討（大規模化対応について、小中一貫型学校について）
第 6 回	令和 5 年 3 月 28 日	第 6 回審議会の報告、第 7 回審議会に向けての資料等の 検討（小中一貫型学校について）
第 7 回	令和 5 年 5 月 23 日	第 7 回審議会の報告、第 8 回審議会に向けての審議（施 設内容・施設更新について）
第 8 回	令和 5 年 7 月 14 日	第 8 回審議会の報告、第 9 回審議会に向けての審議（特 別支援教育について、中間まとめ案について）

資料 7

【オープンスペース型運営方式等の導入状況】

オープンスペース型運営方式			教科教室型運営（教科センター）方式		
No.	学校名	建設年	No.	学校名	建設年
1	北前野小学校	S42	1	赤塚第二中学校	H24
2	富士見台小学校	S48	2	板橋第五中学校	H26（注 ² ）
3	板橋第七小学校	S49	3	中台中学校	H27
4	北野小学校	S49	4	上板橋第二中学校	R4
5	金沢小学校	S50	5	志村第四中学校（注 ¹ ）	R9 予定
6	加賀小学校	S50	6	上板橋第一中学校（注 ¹ ）	R9 予定
7	赤塚新町小学校	S57	フリーアドレス型職員室		
8	大谷口小学校	H19	1	板橋第十小学校	R2
9	板橋第一小学校	H25	2	上板橋第二中学校	R4
10	板橋第十小学校	R2	3	志村小・志村第四中学校	R9 予定
11	志村小学校（注 ¹ ）	R9 予定	4	上板橋第一中学校	R9 予定

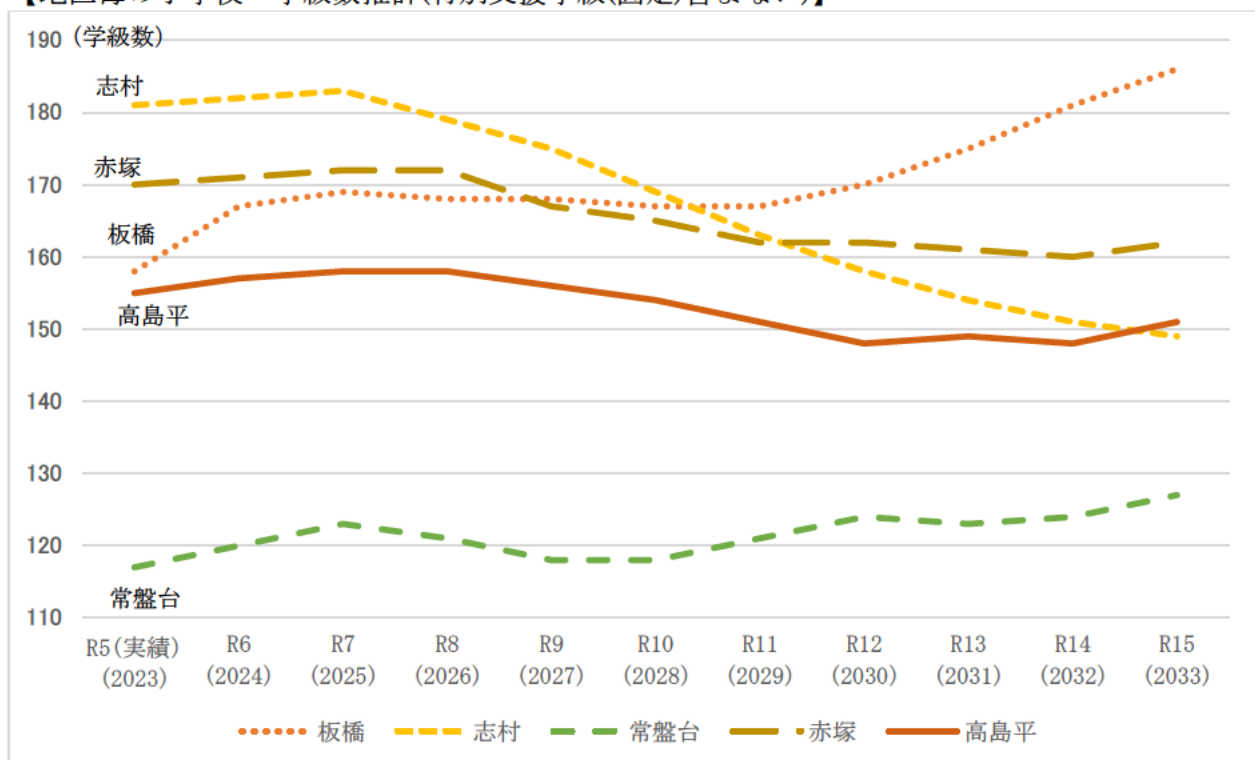
注/一部教科のみ導入校は除く

注¹/改築後から導入予定

注²/板橋第五中学校の建設は S37 年であるが、既存校舎を利用して H26 年度から導入

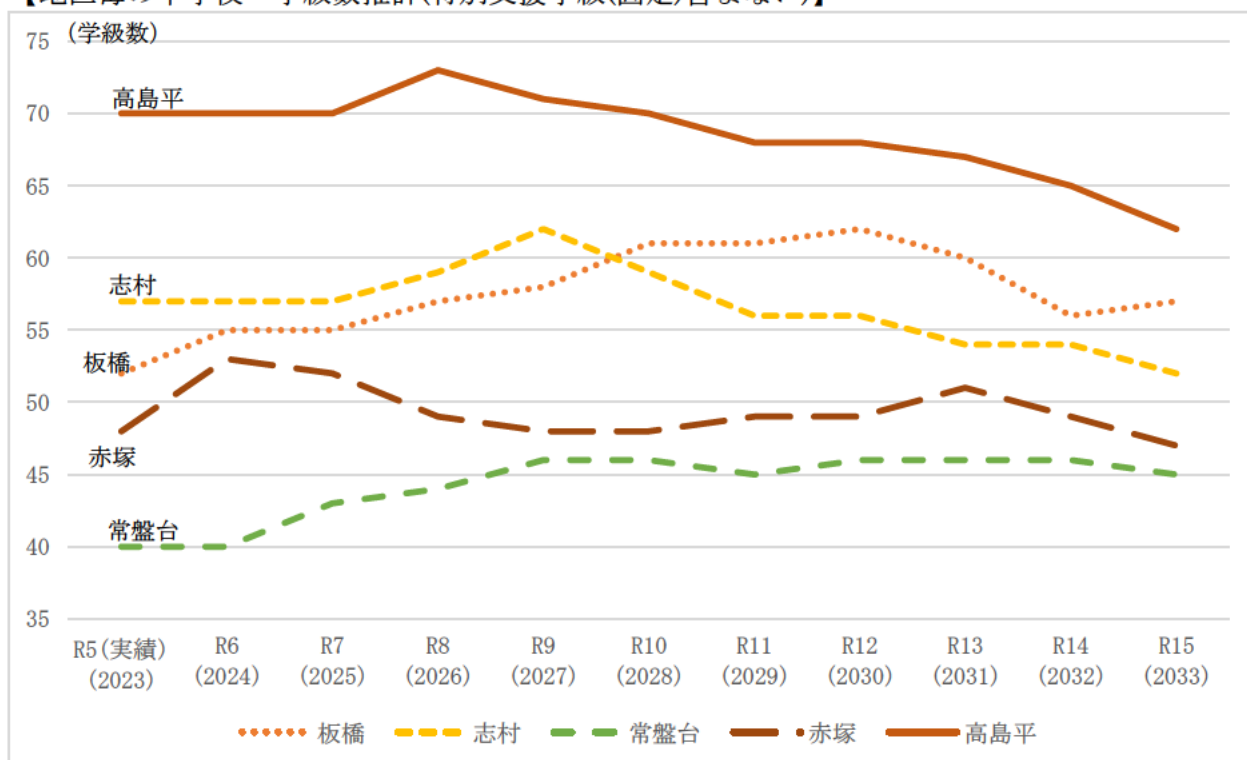
資料 8

【地区毎の小学校 学級数推計(特別支援学級(固定)含まない)】



資料9

【地区毎の中学校 学級数推計(特別支援学級(固定)含まない)】

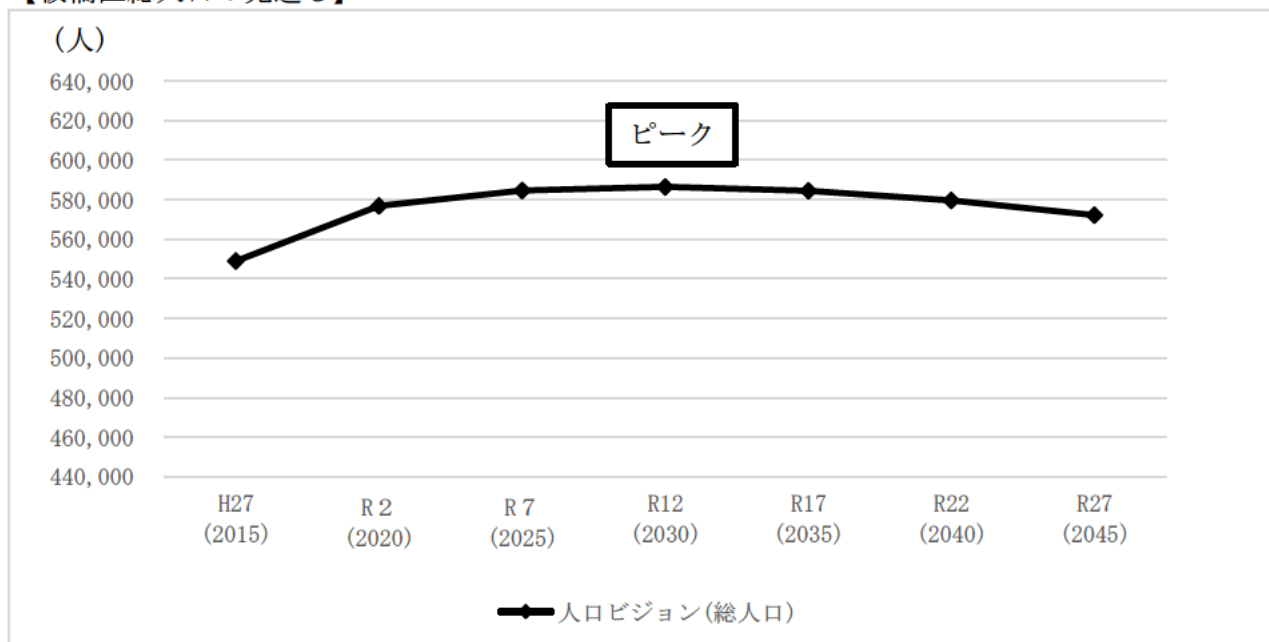


注／資料8及び資料9の推計方法について

- ① 令和5(2023)年5月1日現在の住民基本台帳人口に各学校の想定入学率を乗じて各年度の入学者数を算出。
 ※令和12(2030)年以降の推計においては、通学区域内の0歳人口の過去5年平均を基本として令和5年5月1日以降の想定0歳人口を算出。ただし、過去5年平均と過去2年平均を比較し、10人以上の差がある場合は、出生数の変化を考慮し2年平均を採用。
- ② 通学区域内に一定規模以上の集合住宅建設情報がある場合は、総戸数に東京都から公表される教育人口等推計の集合住宅出現率を乗じた年齢別出現数を算出。
- ③ ②で算出した人数を入居開始年度の翌年度に①で算出した人数に加算する。(年度途中で転校してきた場合はその年の学級編制に影響はないが、翌年度の学級編制に影響するため)
- ④ 35人学級編制導入を考慮し、令和5(2023)年度は4年生までを35人学級、5・6年生を40人学級、令和6(2024)年度は5年生までを35人学級、6年生を40人学級、令和7(2025)年度は6年生までを35人学級として算出し、③で算出した人数を35人学級の学年には35で、40人学級の学年には40で除して学級数を算出。

資料 10

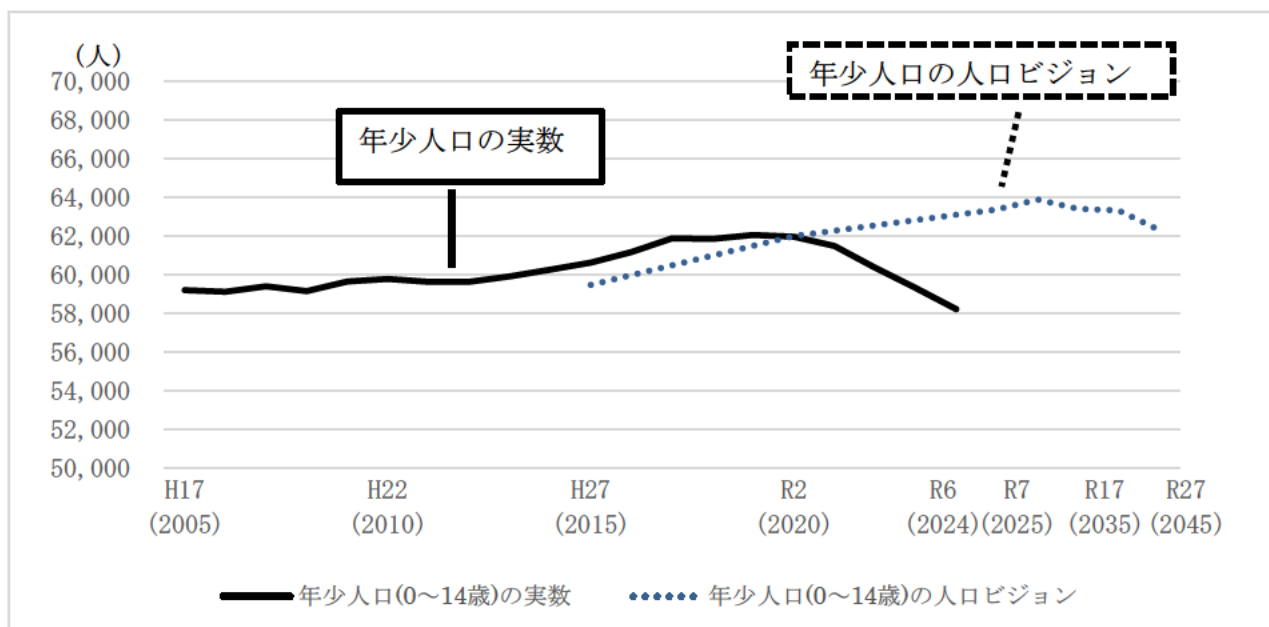
【板橋区総人口の見通し】



注／数値は「板橋区人口ビジョン（2020年～2045年）」より

資料 11

【年少人口（0～14歳）の人口ビジョンにおける見込と実数との比較】

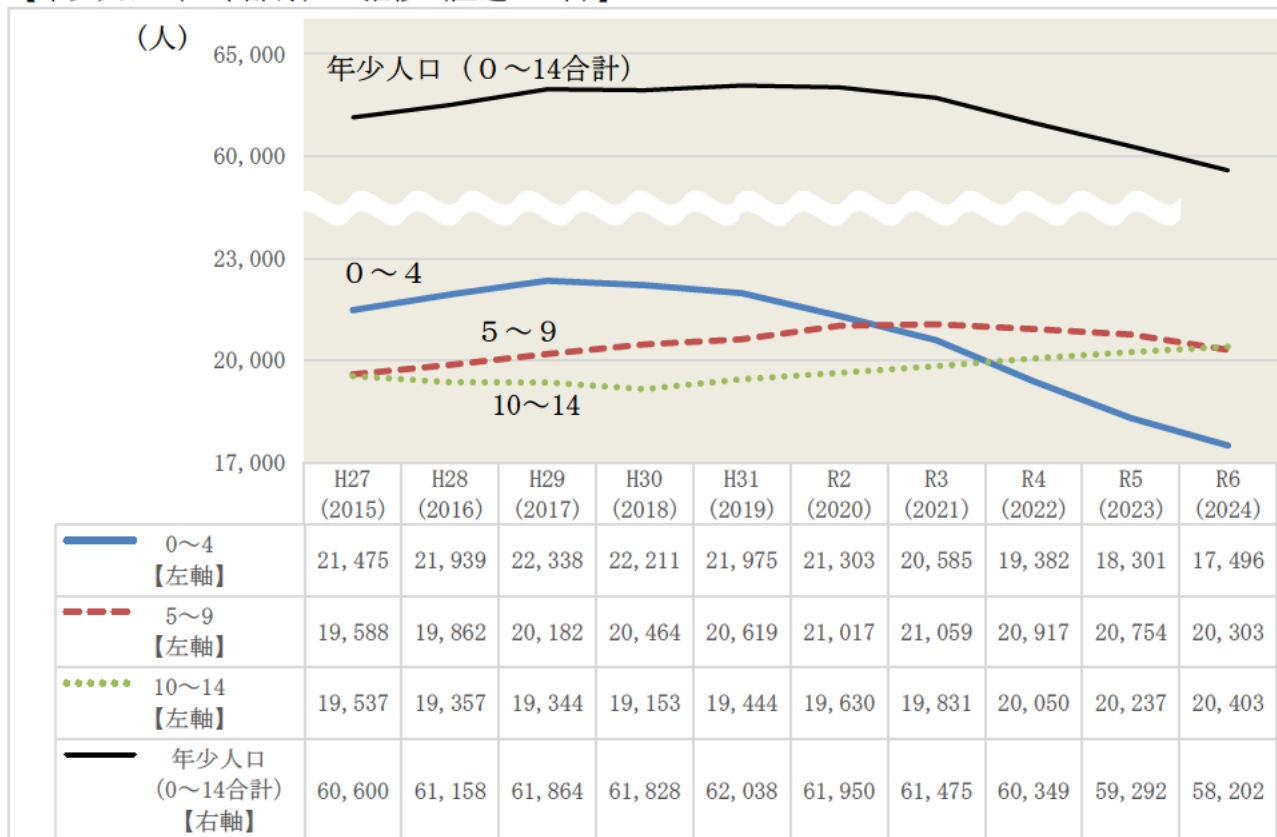


注／年少人口の実数は区ホームページ内「世帯数・人口表」の各年1月1日の数値より

注／年少人口の人口ビジョンの数値は「板橋区人口ビジョン（2020年～2045年）」より

資料 12

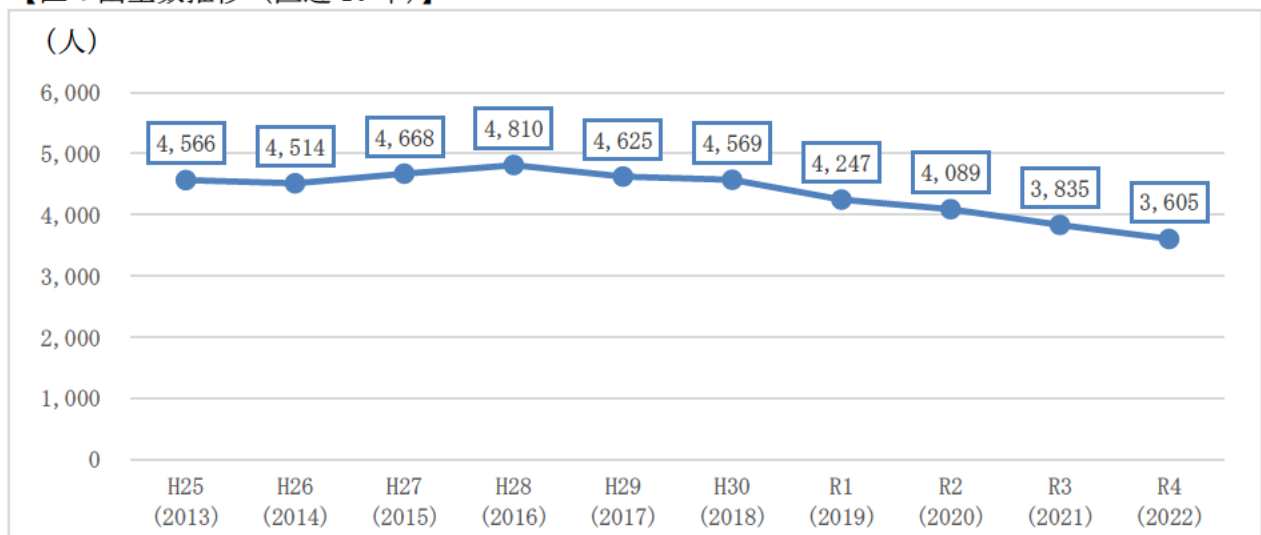
【年少人口（5 年齢毎）の推移（直近 10 年）】



注／数値は区ホームページ内「年齢別人口表」の1月1日の数値より

資料 13

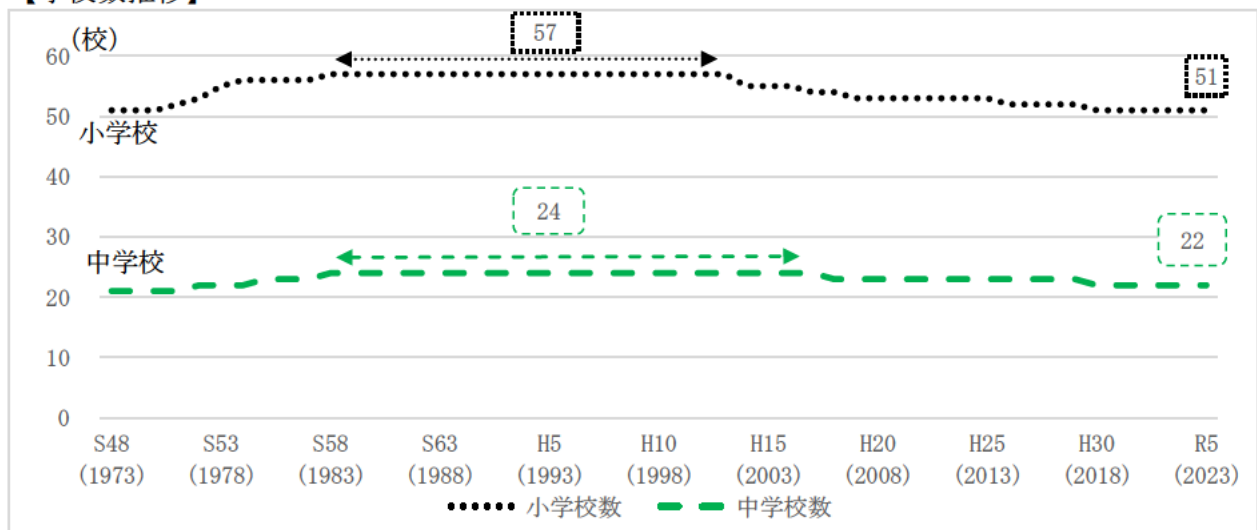
【区の出生数推移（直近 10 年）】



注／数値は総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（各年1月1日現在）」

資料 14

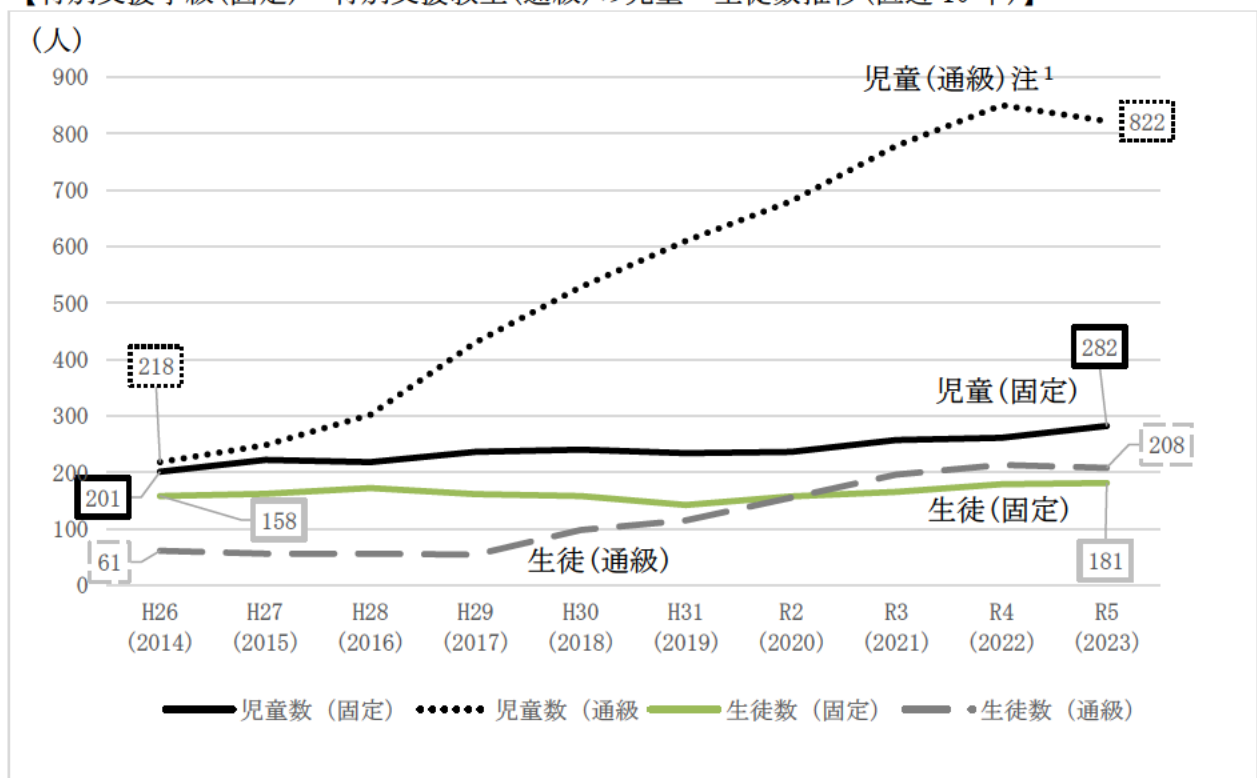
【学校数推移】



注／数値は「教育要覧」より

資料 15

【特別支援学級(固定)・特別支援教室(通級)の児童・生徒数推移(直近 10 年)】

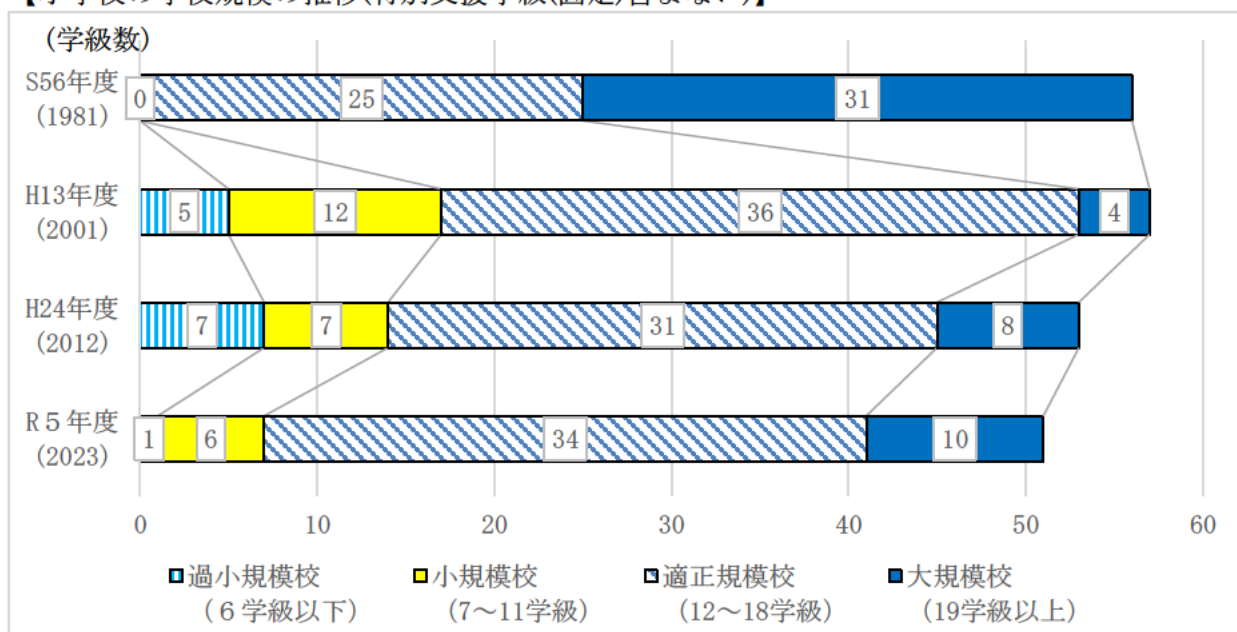


注／数値は「教育要覧」より算出

注¹／児童 (通級) は「特別支援教室(STEP UP 教室)」と「通級指導学級(きこえとことばの教室)」の合計

資料 16

【小学校の学校規模の推移(特別支援学級(固定)含まない)】

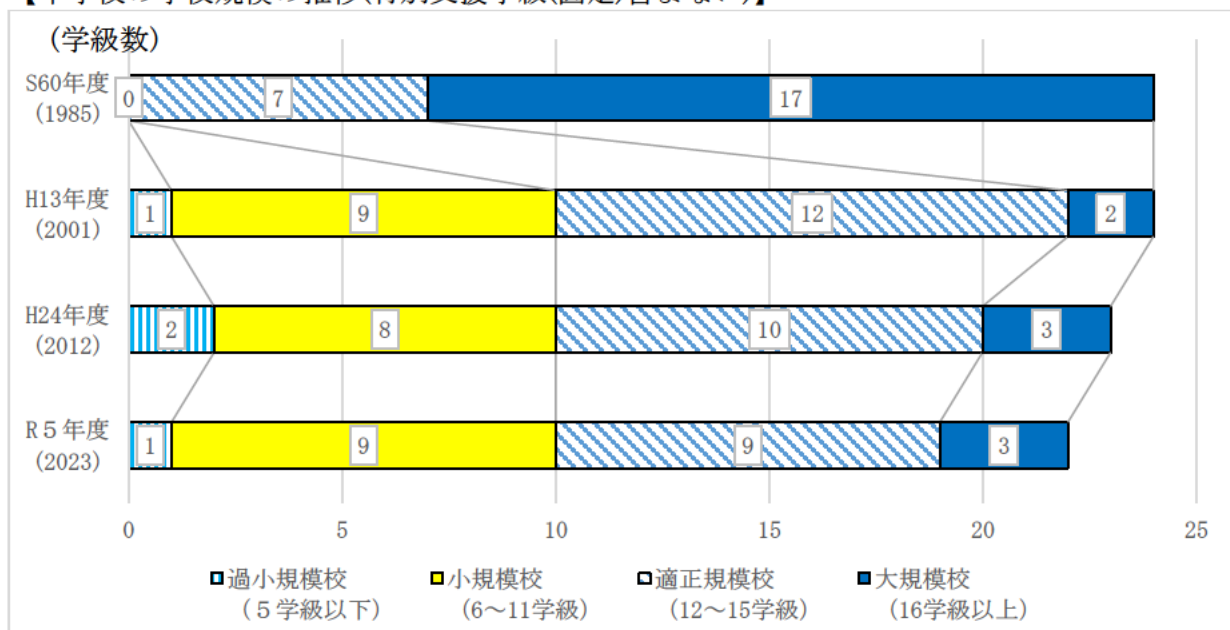


注／数値は「教育要覧」より算出

注／小学校児童数ピーク時の昭和 56(1981)年度及び過去に開かれた審議会の答申時期である平成 13 (2001) 年度、平成 24(2012)年度と比較

資料 17

【中学校の学校規模の推移(特別支援学級(固定)含まない)】



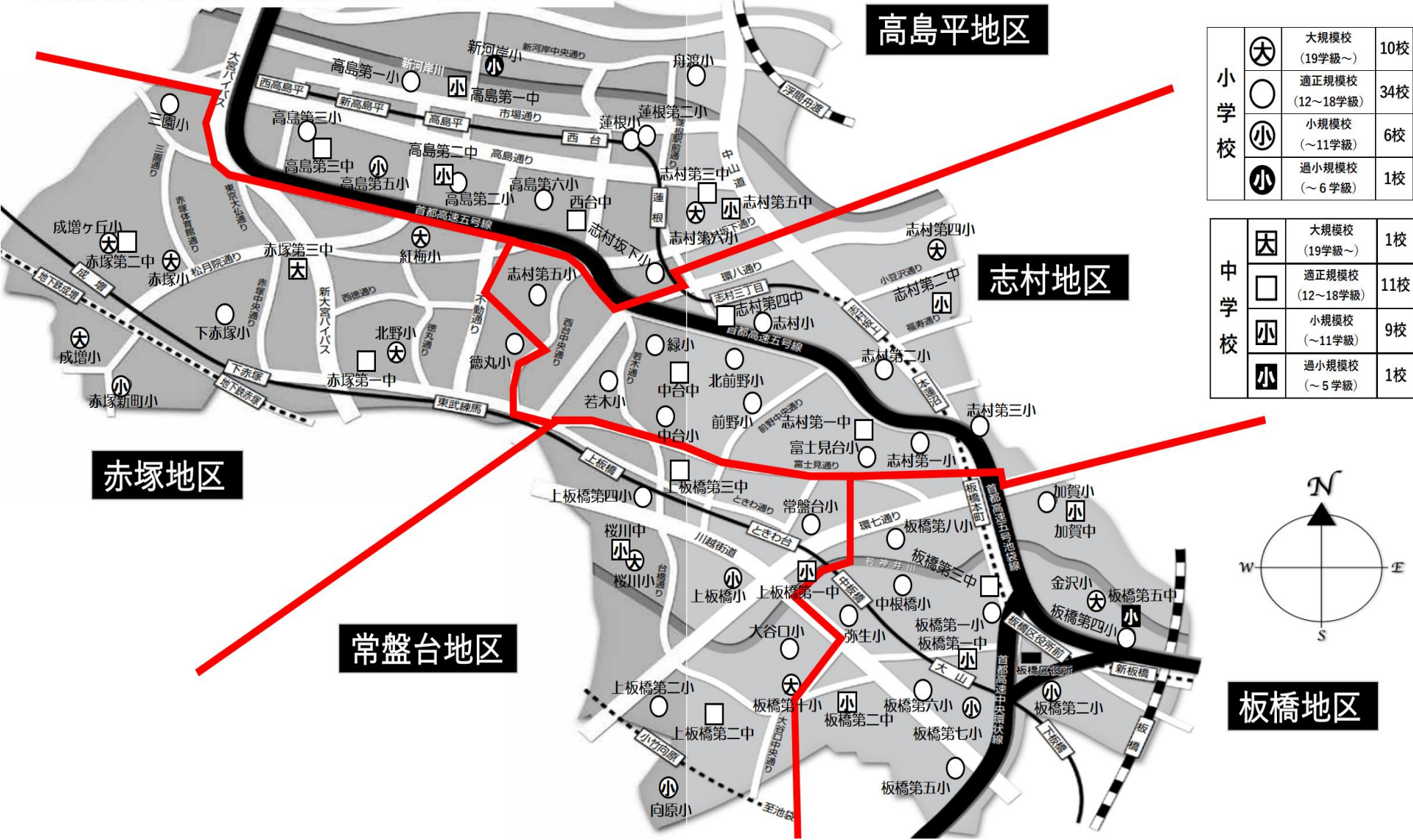
注／平成 24 年答申で示された学校規模により算出

注／数値は「教育要覧」より算出

注／中学校生徒数ピーク時の昭和 60(1985)年度及び過去に開かれた審議会の答申時期である平成 13 (2001) 年度、平成 24(2012)年度と比較

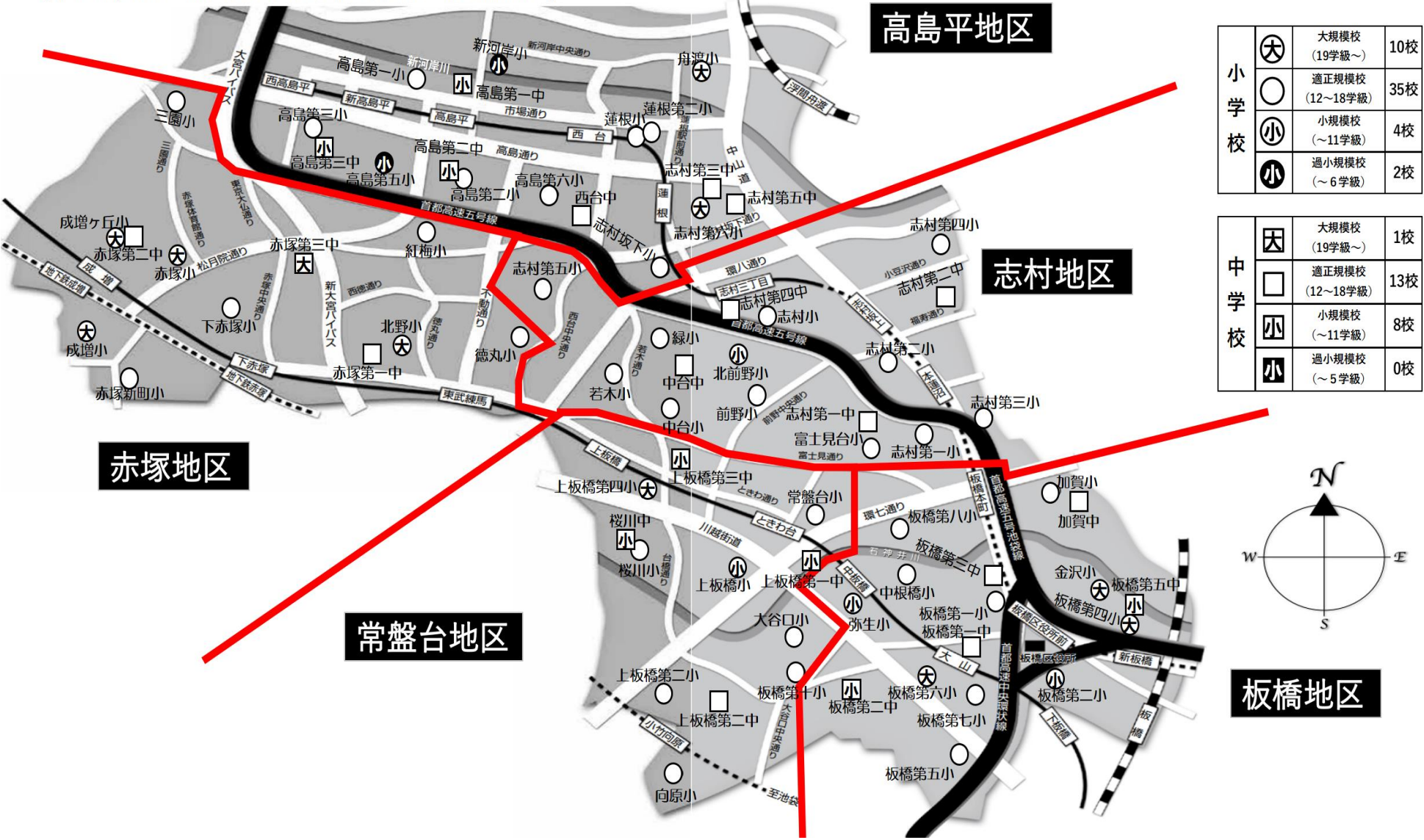
資料 18

【学校配置図と各学校の学校規模（令和5年度）】



資料 19

【学校配置図と各学校の学校規模（令和15年度推計）】



資料 20

【これまでの通学区域変更履歴】

実施時期	変更地域	変更前	変更後	主な変更理由等
平成１４年				
４月１日	本町(全域)	板橋第三小	加賀小	板橋第三小学校と稲荷台小学校を閉校し、加賀小学校を新設のため通学区域を再編。
	加賀二丁目 21 稲荷台(全域) 清水町 1～12、26～39	稲荷台小		
	高島平一丁目 79～84 高島平九丁目 1	高島第四小	高島第六小	高島第四小学校と高島第六小学校を閉校し、高島第六小学校を新設のため通学区域を再編。
	高島平九丁目 14～23、48		高島第一小	
平成１６年				
８月１日	前野町三丁目 37 大原町 44～46	前野小	志村第一小	前野町三丁目 37 の集合住宅建設に伴う変更。
12月24日	西台一丁目 1、4～6、10～26 若木三丁目 21、23、25、27、29、31	若葉小	志村第五小	若葉小学校を閉校し、若木小学校と統合。 統合に伴い、若葉小学校の通学区域を志村第五小学校、若木小学校の各通学区域に編入。
	西台一丁目 2、3、7～9 若木二丁目 3～9、11～13 若木三丁目 1～20、22、24、26、28、30 中台三丁目 21～22		若木小	
	双葉町 3、5～47 大和町 9～42 富士見町 1～27、32～33	板橋第四中	板橋第三中	板橋第四中学校を閉校し、板橋第三中学校と統合。 統合に伴い、板橋第四中学校の通学区域を板橋第三中学校、志村第一中学校の各通学区域に編入。
	富士見町 28～31、34～39 常盤台一丁目 33～37		志村第一中	
平成１７年				
４月１日	西台一丁目 2、3、7～9 若木三丁目 17、19	西台中	中台中	若葉小学校の統廃合に伴い、小学校と中学校との通学区域の整合性を図るために変更。
	若木三丁目 29、31	志村第四中	西台中	
	若木三丁目 30		中台中	
平成１８年				
４月１日	板橋三丁目 6～14、16～22、30～43 板橋四丁目 56～62	金沢小	板橋第四小	金沢小学校の通学区域の集合住宅建設に伴う変更。
８月１日	高島平二丁目 28-1～6、32-1～4、33-1～7 高島平三丁目 13	高島第七小	高島第二小	高島第七小学校を閉校し、高島第二小学校と統合。 統合に伴い、高島平第七小学校の通学区域を高島第二小学校の通学区域に編入。
８月２５日	大和町 11～13、33～40	中根橋小	板橋第八小	板橋第八小学校の適正規模化のため、中根橋小学校の通学区域の一部を板橋第八小学校の通学区域に編入。
平成２０年				
４月１日	前野町二丁目 16～18 前野町六丁目 1～7	前野小	中台小	前野小学校の通学区域の集合住宅建設に伴う変更。

実施時期	変更地域	変更前	変更後	主な変更理由等
平成23年				
4月1日	坂下三丁目6、9、10	志村第六小	蓮根小	文部科学省からの少人数学級編制の計画案の公表及び、志村第六小学校の通学区域の集合住宅建設に伴う、志村第六小学校の施設の不足に対応するために変更。
平成24年				
8月1日	清水町 1～12、26～39	加賀小	志村第三小	志村第三小学校の適正規模化及び加賀小学校の通学区域の児童数増加による教室数不足へ対応するために変更。
平成25年				
5月17日	幸町 1～10 大山西町 1～4	大山小	板橋第六小	大山小学校の閉校に伴い、大山小学校の通学区域を板橋第六小学校、板橋第十小学校の各通学区域に編入。
	幸町 11～66 大山西町 5～28、43～58、60～66		板橋第十小	
平成26年				
8月1日	小豆沢一丁目2	志村第四小	志村第二小	志村第四小学校の通学区域の集合住宅建設に伴う変更。
	蓮沼町 23、24、35～83	志村第二小	志村第三小	
	前野町二丁目36	前野小	富士見台小	前野小学校の通学区域の集合住宅建設に伴う変更。
	常盤台一丁目33～37	富士見台小	常盤台小	
平成29年				
8月1日	栄町 35～36 氷川町 20～28、34、35	板橋第九小	板橋一小	板橋第九小学校と板橋第一小学校を統合(合流)。 統合(合流)に伴い、板橋第九小学校の通学区域を、板橋第一小学校、板橋第八小学校、中根橋小学校、弥生小学校の各通学区域へ編入。 あわせて、中根橋小学校の通学区域の一部を板橋第八小学校の通学区域に編入。
	大和町 1～8、43～50		板橋八小	
	栄町 1～8、19～31、33～34 双葉町 1、2、4		中根橋小	
	仲町 4～12、25～34		弥生小	
	大和町 9、10、41、42	中根橋小	板橋八小	向原中学校と上板橋第二中学校を統合。 統合に伴い、向原中学校の通学区域であった大谷口(全域)と向原(全域)を上板橋第二中学校の通学区域に編入。
	大谷口一丁目(全域) 大谷口二丁目(全域) 向原一丁目(全域) 向原二丁目(全域) 向原三丁目(全域)	向原中	上板橋第二中	
令和3年				
8月1日	小茂根三丁目 1～6	上板橋第二中	桜川中	上板橋第二中学校の改築移転(旧向原中学校校地への移転)に伴う変更。

資料 21

【これまでの統合・再編履歴】

条例 施行日	開校・再編した学 校	閉校・編入した 学校	方 式	小 学 校 数	中 学 校 数
～平成 13 年度まで				57	24
平成 14 年 4 月 1 日	加賀小学校	板橋第三小学校 稲荷台小学校	両校を廃止し、新校を設置	55	
	高島第六小学校	高島第四小学校 高島第六小学校	両校を廃止し、新校を設置		
平成 17 年 4 月 1 日	若木小学校	若葉小学校	若木小への吸収統合	54	
平成 18 年 4 月 1 日	板橋第三中学校	板橋第四中学校	板橋第三中への吸収統合		23
平成 19 年 4 月 1 日	高島第二小学校	高島第七小学校	高島第二小への吸収統合	53	
平成 26 年 4 月 1 日	—	大山小学校	板橋第六小、板橋第十小への編入	52	
平成 30 年 4 月 1 日	板橋第一小学校	板橋第九小学校	板橋第一小へ統合(合流)	51	
	上板橋第二中学 校	向原中学校	上板橋第二中への吸収統合		22
令和 5 年度現在				51	22

資料 22

【学校支援人材一覧】

No.	職名	業務内容
1	学力向上専門員	基礎学力の定着及び向上、学級の安定化、ニーズに応じた学習を推進する
2	学習支援員	ティームティーチングや少人数への指導補助、学校内の生活や学習の一部補助を行う
3	ことば支援員	中国語・ベトナム語・ネパール語等、各国語の通訳ボランティアを募集・登録し、学校からの要望により派遣し、授業中の通訳や、保護者との連絡・面談の通訳等を行う
4	水泳指導補助員	学校からの要望により派遣し、肢体不自由児を含む児童への水泳指導補助、準備・片付け、安全の確保を行う
5	学校生活支援員	特別支援学級及び通常の学級において心身に障がいのある児童・生徒の学校生活の支援や学級運営の補助を行う 学校生活における障がい児童・生徒の安全保持、生活上の介助、学習上の介助を行う
6	特別支援アドバイザー	特別な支援を必要とする児童・生徒に対する心理面からの助言等の対応、学校の支援体制強化のための訪問指導を行う
7	特別支援教室専門員(注)	巡回指導教員や特別支援教育コーディネーター、在籍学級担任等との連絡調整及び個別の課題に応じた教材の作成、児童・生徒の行動観察や記録を行う
8	部活動指導員	教員との連携のもと、指導計画の作成、部活動での実技指導、大会の引率、用具施設の点検、保護者等への連絡を行う
9	部活動指導補助員	教員との連携のもと、部活動での実技指導の補助、用具施設の点検、保護者等への連絡を行う
10	スクールソーシャルワーカー（SSW）(注)	区立小中学校に在籍する児童生徒の生活指導上の諸課題に、関係機関等と連携して支援にあたる
11	スクールカウンセラー（SC）(注)	いじめや不登校の未然防止・改善・解決、学校内の教育相談体制の充実を図る
	スクールカウンセラー（SC）【区独自配置】	
12	教育相談指導員 教育相談員	〔教育相談指導員〕 教育相談員の相談活動に対する指導や助言を行う 〔教育相談員〕 幼児、小・中学生及び高校生とその保護者に対する不登校などの悩みや心理・言語などに関する教育相談や教職員に対する教育相談に関する研修を実施する
13	適応支援アドバイザー(注)	不登校児童生徒の社会的自立を支援する
14	学校運営員	小学校の学校徴収金、就学援助、関係者との連絡調整及び軽微な対応など、学校事務に関する業務のうち庶務業務を行う
15	スクール・サポート・スタッフ（SSS）(注)	学習プリント等の印刷や配付準備、授業準備の補助、採点業務の補助など教員の業務を支援する
16	副校長補佐(注)	調査・報告や教職員の服務管理、学校の施設管理など副校長の業務の支援に関すること

No.	職名	業務内容
17	教育相談アドバイザー	[学校相談] 児童生徒及び保護者からの教育や学校の教育活動に関する相談、教員からの学級経営や児童生徒及び保護者等への対応、職場における働き方に関する相談を受け、学校や関係機関と連携して対応する。 [特別支援教育相談] 特別支援学級・特別支援学校等への就学・転学や特別支援教育に関する相談、就学相談を行う
18	育成支援アドバイザー (注)	若手教員の育成支援や学校経営支援等を行う
19	会計年度学校栄養士	学校給食に関する事務・経理、給食物資の発注・管理、アレルギー対応等を行う
20	学校業務員	経理業務・学籍管理・パソコン入力作業・書類整理・電話対応などの補助（事務）、校舎内外の清掃など学校の環境整備に関する業務の補助（用務）、調理準備など学校給食に関する業務の補助（調理）を行う
21	補充教職員（事務・栄養士・養護教諭）（注）	経理業務、学籍管理、パソコン入力作業、書類整理、電話対応などの業務（事務）、献立作成、発注などの業務（栄養士）、児童・生徒の健康管理などの業務（養護教諭）を行う
22	非常勤教員（日勤講師） (注)	学習・教科指導、校務分掌業務等の担当業務及び若手教員の育成業務を行う

注／国や東京都の補助対象となっている職、又は東京都が採用し区に配置している職

資料 23

【小学校改築・長寿命化改修等工事实施状況】

No.	学校名	実施内容(注 ¹)	校舎	体育館
1	志村小学校	改築(注 ²)	R6～R10(予)	R6～R10(予)
2	志村第二小学校	長寿命化改修	H16	H15
3	志村第五小学校	長寿命化改修	H27	H26
4	志村第六小学校	長寿命化改修	R6	R6
5	前野小学校	改築	未実施	H26
6	舟渡小学校	長寿命化改修	R3	R3
7	志村坂下小学校	長寿命化改修	H23	H22
8	若木小学校	長寿命化改修	H19	H18
9	板橋第一小学校	改築	H24	H24
10	板橋第四小学校	長寿命化改修	H23	H23
11	板橋第五小学校	長寿命化改修	H16	H16
12	板橋第十小学校	改築	R2	R2
13	金沢小学校	増築	H29	
14	上板橋第四小学校	長寿命化改修	H28	H27
15	桜川小学校	長寿命化改修	H18	未実施
16	大谷口小学校	改築	H19	H19
17	赤塚小学校	長寿命化改修	R7～R9(予)	R7～R9(予)
18	成増小学校	増築	H29	
19	紅梅小学校	長寿命化改修	R3	R3
20	成増ヶ丘小学校	増築	H29	
21	下赤塚小学校	長寿命化改修	H27	H26
22	徳丸小学校	長寿命化改修	H21	H20
23	三園小学校	長寿命化改修	H19	H18
改修等実施校数(注 ³)			長寿命化改修：15(1) 改築：4(1) 増築：3	長寿命化改修：14(1) 改築：5(1)

注¹/改築：従前の建物を取り壊して構造、規模、用途がほぼ同じである建築物を造り直す。改築後、80 年程度使用することを目標とする。

長寿命化改修：外壁及び屋上防水改修、設備の更新のほか、物理的な不具合を解消して耐久性の向上と長寿命化を図る。長寿命化改修後、30～40 年程度使用することを目標とする。

維持改修：躯体の劣化を抑制するために、屋上・外壁をはじめとした部位の予防保全となる維持改修を計画的に行うことで、建築物の長寿命化を目指す。維持改修後、20 年程度使用することを目標とする。

増築：既存建築物に建て増しをする、または既存建築物のある敷地に新たに建築すること。

注²/志村小学校は、小中一貫型学校として志村第四中学校の敷地で志村第四中学校と併せて改築予定。

注³/カッコ内は予定校の内数。

資料 24

【中学校改築・長寿命化改修等工事实施状況】

No.	学校名	実施内容(注 ¹)	校舎	体育館
1	板橋第二中学校	長寿命化改修	H23	H24
2	板橋第三中学校	改築	H23	H23
3	加賀中学校	長寿命化改修	H20	H20
4	志村第一中学校	長寿命化改修 改築	長寿命化改修： H21(南棟) 改築：H21(西棟)	未実施
5	志村第二中学校	長寿命化改修	H23	H21
6	志村第三中学校	長寿命化改修 改築	長寿命化改修：H20	改築：H19
7	志村第四中学校	改築(注 ²)	R6～R10(予)	R6～R10(予)
8	西台中学校	長寿命化改修	H28	H27
9	中台中学校	改築	H27	未実施
10	上板橋第一中学校	改築	R6～R8(予)	R6～R8(予)
11	上板橋第二中学校	改築(注 ³)	R3	R3
12	上板橋第三中学校	維持改修	R5～R7	R5～R7
13	赤塚第一中学校	長寿命化改修	H20	未実施
14	赤塚第二中学校	改築	H24	H24
15	赤塚第三中学校	長寿命化改修	H18	未実施
16	高島第二中学校	改築	未実施	H22
改修等実施校数(注 ⁴)			長寿命化改修：8 維持改修：1 改築：7(2)	長寿命化改修：4 維持改修：1 改築：7(2)

注¹/改築：従前の建物を取り壊して構造、規模、用途がほぼ同じである建築物を造り直す。改築後、80 年程度使用することを目標とする。

長寿命化改修：外壁及び屋上防水改修、設備の更新のほか、物理的な不具合を解消して耐久性の向上と長寿命化を図る。長寿命化改修後、30～40 年程度使用することを目標とする。

維持改修：躯体の劣化を抑制するために、屋上・外壁をはじめとした部位の予防保全となる維持改修を計画的に行うことで、建築物の長寿命化を目指す。維持改修後、20 年程度使用することを目標とする。

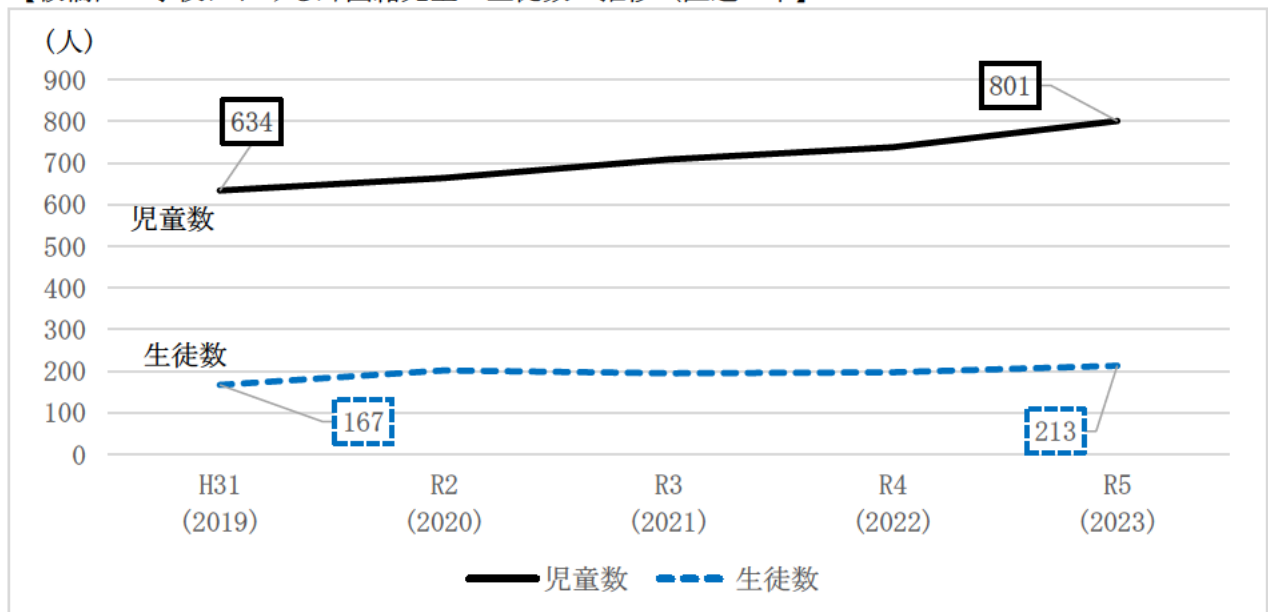
注²/志村第四中学校は、小中一貫型学校として志村小学校と併せて改築予定。

注³/上板橋第二中学校と向原中学校の統合校を旧向原中学校校地に建設。

注⁴/志村第一中学校は、南棟を「校舎」欄の長寿命化改修に計上、西棟を改築に計上。また、カッコ内は予定校の内数。

資料 25

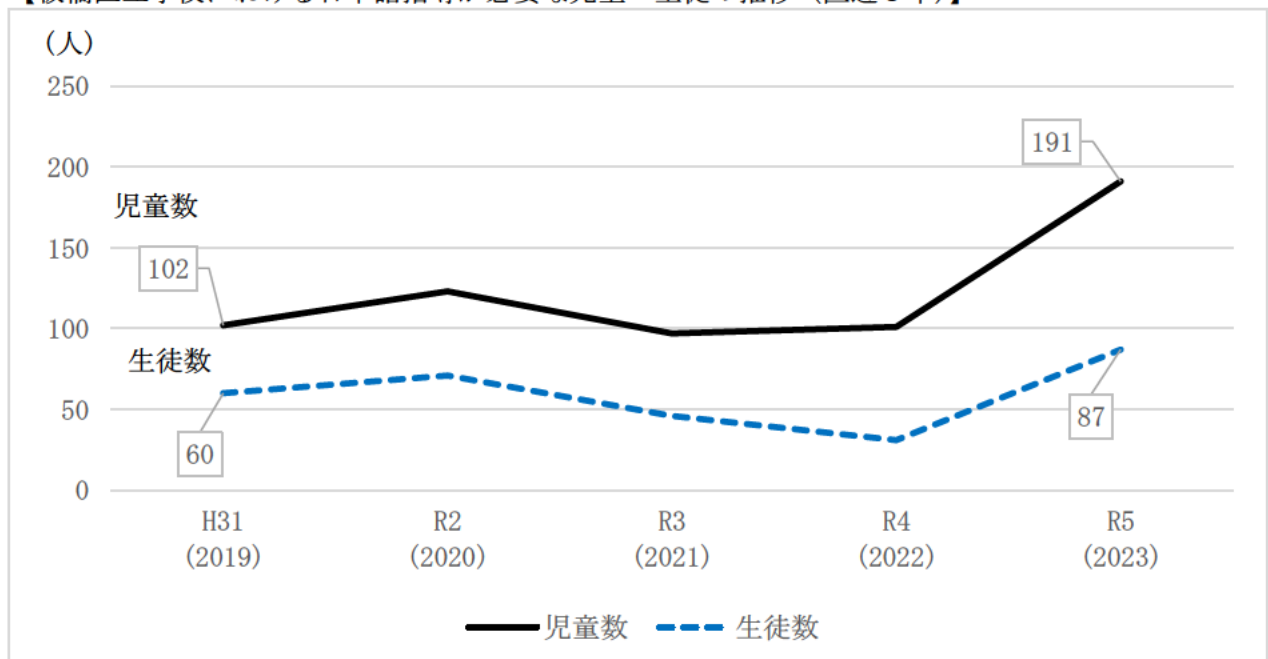
【板橋区立学校における外国籍児童・生徒数の推移（直近5年）】



注/数値は「学校基本調査」より

資料 26

【板橋区立学校における日本語指導が必要な児童・生徒の推移（直近5年）】



注/数値は「東京都調査（日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査）」より

資料 27

【板橋区立学校における外国籍児童・生徒に対する日本語指導の取組】

日本語学習初期支援事業		日本語学級	
内容	「日本語が全く話せない」または「ほとんど話せない」児童・生徒が対象。 ①随時、児童・生徒の在籍校で行う、個別指導方式(注 ¹)。 ②3月に新1年生を主な対象に行う、集団指導方式。	内容	帰国・外国人児童・生徒が対象。在籍している学校で勉強しながら、決められた日時に日本語学級が設置されている学校に通い、週に1～2回1～2時間学習する。
		設置校	小：3校(10学級) 中：2校(3学級)
		人数	児童：104人 生徒：42人

注¹/兄弟姉妹など同時期に同一または周辺校に対象が在籍する場合には、複数で実施することもある

注/数値は、令和5(2023)年5月1日時点
注/数値は「教育要覧」より

資料 28

【板橋区特別支援教育(固定級)の現状】

	固定級
	特別支援学級
内容	知的障がいの児童・生徒が対象。固定学級に毎日通い学習する。
設置校	小：12校(39学級) 中：8校(26学級)
人数	児童：282人 生徒：181人

注/数値は、令和5(2023)年5月1日時点

注/数値は「教育要覧」より算出

資料 29

【板橋区特別支援教育(通級)の現状】

	通級	
	特別支援教室 (STEP UP 教室)	通級指導学級 (きこえとことばの教室)
内容	知的な発達に遅れが無い情緒・行動面で個別の対応が必要な児童・生徒が対象。通常学級に通いながら、週1回程度、特別の指導を受ける。	聴覚障がい、言語障がいの児童が対象。通常学級に通いながら、週に数時間、特別の指導を受ける。
設置校	小：51校 中：22校	小：3校(10学級)
人数	児童：690人 生徒：208人	児童：132人

注/数値は、令和5(2023)年5月1日時点

注/数値は「教育要覧」より

資料 30

【不登校への主な取組】

1. 学校における取組

・不登校校内委員会の開催

⇒学校が不登校児童・生徒に対する支援を組織的・継続的に実施できるように会議を開催し、情報共有を図りながら、支援方針や支援策を協議。

・登校支援シートの活用

⇒不登校等の長期欠席者に対する登校支援シートを作成し、不登校になった要因の把握、支援策について、関係者間で情報共有を図る。

・欠席対応マニュアルの活用

⇒欠席時の電話対応や欠席が続く場合の対応をマニュアル化し、不登校の疑いや予兆への対応を含めた段階ごとの対応を整理し、組織的・計画的な支援につなげる。

・「小学校・中学校入学前に身に付けたい生活習慣」チェックシートの配布・活用

⇒小・中学校への入学を控えた幼児・児童と保護者へ、生活習慣に関わる事柄をチェックシートや、『新入学に関するご案内』に示し、望ましい生活習慣の定着につなげる。

・スクールカウンセラーの活用

⇒臨床心理の専門的知識や経験を有する学校外の人材を活用し、子どもたちの不安や悩みを受け止め、学校におけるカウンセリング機能や教育相談体制の充実を図る。（令和5年度より区のスクールカウンセラー23名を追加で配置）

・スクールソーシャルワーカーの活用

⇒不登校児童・生徒の家庭を訪問したり、相談や医療、福祉など関係機関と連携したりしながら、不登校児童・生徒の置かれた環境に働きかけを行い、問題解決に向けた支援を行う。（令和5年度よりスクールソーシャルワーカーを増員し、学校配置とした）

・板橋区コミュニティ・スクール

⇒「板橋区コミュニティ・スクール」において、不登校等、学校の課題を共有し、熟議を行う。

・学校支援地域本部事業

⇒学校が求める支援活動と地域の人材をつなぐ役割を担う地域コーディネーターを配置し、地域のボランティアに学習支援や登校支援の協力を依頼する。

・いじめ問題と合わせて実施

⇒いじめアンケート及びいじめに関する授業の実施

⇒板橋区立学校学級安定化対策事業（アセスメント）の実施

2. 教育委員会における取組

・板橋区教育支援センター相談機能の活用

⇒板橋区に在学・在住している幼児、小・中学生及び高校生とその保護者の悩みについて、教育相談員が相談を受ける。

・板橋フレンドセンター

⇒様々な理由で学校に行くことができない、行かない児童・生徒に対して、学習や体験活動を通じて、社会的自立を支援している。

・「家庭教育支援チーム」の設置

⇒不登校児童・生徒とその保護者に対して、主任児童委員、民生児童委員が、学校と連携・協力しながら学校とは異なる立場による日常的な支援活動を行う。

・「中高生勉強会」の実施・推進

⇒学業成績や家庭の経済状況などを問わず、中学生・高校生（相当年齢を含む）が無料で気軽に参加できる学習支援事業を区立施設5か所で実施している。

・生涯学習センターi-youth（中高生・若者支援スペース）

⇒大原・成増生涯学習センターには、中高生・若者支援スペースとして i-youth を設置し、中高生・若者に居場所及び学習・交流の機会を提供している。

・不登校改善重点校事業

⇒「学校と家庭の連携推進事業」に指定された学校では、学校生活において課題の見られる児童・生徒への支援や保護者との相談等に支援員等を活用して、課題解決を図る。

・不登校対策特別委員会の設置

⇒学識経験者や不登校改善重点校の校長等を構成員に、不登校の改善に向けた取組を協議し、実効性の高い、具体的な取組を各学校に発信し、普及を図っている。

・不登校加配教員の配置

⇒平成5年度から不登校の生徒数が多い学校などに対して、学校からの申請に基づき、東京都教育委員会として不登校支援を行う教員を配置している。

・研修の充実

資料 31

【中間のまとめに対するパブリックコメントと審議会の考え方】

1 実施概要

募集期間	令和6年1月 10 日(水)～令和6年1月 26 日(金)
周知方法	・区ホームページへの掲載 ・広報いたばしへの掲載(令和6年1月 13 日号) ・区公式 X(旧ツイッター)での配信 ・新しい学校づくり課公式 X(旧ツイッター)での配信 ・「パブリックコメント等区民参加情報配信制度」登録者への情報配信 ・庁舎内の広告付電子掲示板での周知 ・区立施設における閲覧(新しい学校づくり課、区政資料室、区立各図書館、各地域センター) ・区公式 LINE での配信 ・板橋区教育委員会 SumaMachi での配信 ・区立保育園、幼稚園、児童館でのポスター掲示 ・いたばし子育て応援アプリ(母子モ)での配信 ・C4th(校務支援システム)の全校掲示板での掲載
募集対象	・区内在住・在勤・在学の方 ・区内に事業所・事務所を有する個人・法人・各種団体 ・区内で活動する個人・法人・各種団体
提出方法	・直接持参 ・郵便 ・FAX ・電子メール ・Web 回答
公表資料	東京都板橋区立学校の適正規模及び適正配置に関する答申(中間のまとめ)
意見数等	意見提出数:100 件(必要事項未記載の意見 1 件を除く) 提出人数:37 名(すべて個人。必要事項未記載の方1名を除く) 提出方法別人数 :直接持参2名、電子メール2名、Web 提出 33 名

2 提出された意見(意見の概要)と審議会の考え方

第1章 答申の策定

2 答申の位置付け

No.	意見の概要	審議会の考え方
1	P.2 図「魅力ある学校づくりプラン」の項目に将来予測できる学校(新校・中高一貫型学校整備など)を加えてほしい。	新校設置は学校整備の手段として考えられますが、本答申(P.21)では、学校用地の確保が難しいことから現実的ではないとしています。そのため、今後、教育委員会が取り得る手段として、改築改修・小中一貫型学校整備、統合・再編等を記載しています。 また、本審議会では区立小中学校を議論の対象にしており、中高一貫型学校については、議論の対象としていません。

第2章 諮問事項と答申内容の見直し

1 諮問事項

No.	意見の概要	審議会の考え方
2	諮問事項と答申内容を見直して、「委託化した用務・調理等の人員配置について」を加えてほしい。	本答申(P.11～12)では、用務・調理だけに限らず、学校運営を支える様々な人材を活用することで、子どもたちを支援する体制の充実を図っていく必要があるとしています。様々な人材は、常勤、非常勤、委託といった様々な雇用形態や手段によって充実するものと考えます。そのため、委託という手段そのものについては本審議会の対象ではないと考えます。

第3章 板橋区立学校の適正規模及び適正配置

2 板橋区立学校の適正規模についての基本的な考え方

No.	意見の概要	審議会の考え方
3	児童数が多いことで、保護者の見守り体制が万全となり安心することができる。	本答申(P.22)では、大規模校の良い点として、児童数が多いことによって学校運営に協力いただく保護者が確保しやすいことを記載しています。
4	今回「1学級あたりの人数」を明記しないとされたが、この指針は重要であり、今回も明記すべき項目であったと考える。基準がなければ適正かどうかの判断が不可能である。1学級の生徒数の設置基準を設けないことが、少人数学級を求める流れに逆行してしまわないようにしてほしい。 ※その他、同様の意見6件	本答申(P.11～12)では、子どもたちの学びは、「1学級あたりの人数」といった単一の指標だけでなく、活動内容や学校運営を支える様々な人材の配置といった多くの要因により整えられるものであるとしています。 加えて、学校現場における教育内容に応じた授業展開などの工夫により、個別最適な学びと協働的な学びの実現に向けた取組がされていることなどから、本審議会では、本答申において「1学級あたりの人数」を明記しないこととしました。 また、1学級あたりの人数の基準については、国の法令により小学校は35人学級編制、中学校では40人学級編制が示されています。加えて、国や東京都に対しては教職員の配置や学級編制基準の見直し、必要な財源措置について、引き続き要望していくことについて記載しています(本答申 P.12)。
5	子どもたちの様々な状況に対応するために担任のほか、全学年に目が届くサブ担任の配置や複数担任制を実現してほしい。 ※その他、同様の意見1件	学校では、学年全体の児童・生徒をその学年の担任全員で担当するという体制をとっています。また、中学校では多くの学校が副担任制を取り入れており、小学校でも一部取り入れている学校があります。また、本答申(P.11)では、複雑多様化する課題を解決するため、学力向上専門員や学校生活支援員、スクール・サポート・スタッフなどの様々な人材を配置することによって、課題解決のための体制を整えており、チームティーチングや習熟度別指導のように一人ひとりに応じたきめ細かな指導を行ってきた旨を記載しています。引き続き、子どもの学びを支える体制の充実が必要であると考えます。

No.	意見の概要	審議会の考え方
6	居住区の学校では、教員に欠員が出た後にしばらく後任が決まらない事態が起こったことがある。全国的に教員不足の状況ではあるが、スムーズな欠員補充を行うためのシステム作りができないものか。教員確保に努めていただきたい。	全国的に教員不足の状況であることは、本答申(P.12)でも指摘しているところであり、教員に欠員が出た場合の補充については、可及的速やかに行う必要があり、様々な人材確保策によって円滑な学校運営ができる体制づくりが求められています。 教員の確保については、教育委員会において取り組んでいくものであると考えます。
7	そもそも区独自での教員採用の困難さは何に起因するのか。区で独自の予算を付けて補助講師等を積極的に採用すれば教育内容の充実は図れるのではないか。	本答申(P.12)では、区独自での教員採用について、全国的な教員不足の状況や採用後のキャリア面での課題などから難しい旨を記載しています。 一方で、教育委員会では、資料編(資料 22)のとおり、非常勤講師をはじめとする様々な人材を確保することで、円滑な学校運営のための体制を整えています。 本答申(P.12)に「人員や予算の確保」について、記載を追加しました。
8	教員の学習指導以外の業務の負担が補佐やサポートする人材の採用によって軽減されていることがわかり、今後さらにより具体的に成果が出るのではないかと期待している。	
9	児童・生徒を取り巻く環境が複雑・多様化している状況では、教員のみをもって、全てに対応することは難しくなっていると考えられているが、まさにその通りであると考えます。だからこそ区の独自の政策として、教員以外の補助講師的な人材を積極的に採用していくべきであろう。	教員の待遇改善については、国や東京都で議論されているほか、教育委員会では教員の働き方改革を進め、教員の働く環境を整え、教育の質の向上を目指しています。 教員を増やすことで教員 1 人あたりの負担を軽減していくことは重要な視点です。一方、本答申(P.11)でお示ししているとおり、子どもたちを取り巻く環境の多様化や子どもたちが抱える問題の複雑高度化を踏まえると、教員のみで全てを対応することは難しくなっていることから、学校運営を支える様々な人材を配置することで、支援体制の充実を図っていく必要があります。学校を支援する様々な人材について、資料編(資料 22)にお示ししています。
10	教員の負担を減らすためにさまざまな人員配置をすることは悪くないが、そもそも 1 番良いのは教員を増やすことである。教員 1 人あたりの受け持つ児童・生徒の数、授業数、分掌数を減らして負担軽減することであり、児童・生徒一人一人に向き合う時間と余裕を増やすことができる。教員の待遇改善に努めてほしい。 ※その他、同様の意見1件	加えて、国や東京都に対しては教職員の配置や学級編制基準の見直し、必要な財源措置について、引き続き要望していく必要がある旨を本答申(P.12)に記載しています。

No.	意見の概要	審議会の考え方
11	グローバル人材の育成に向けて中学校の外国語少人数指導を実施できるよう外国語専科教室の設置をしてほしい。	本答申(P.18)では、施設の内容を考えていくにあたっては、個別最適な学びや協働的な学びの実現といった、新たな教育環境への対応ができる、柔軟な設えが重要であるとしています。そうした中で、ご指摘の外国語専科教室の設置についても、子どもたちの学びにとっては重要であると考えます。 中学校の英語の授業については、学校の実態に応じ、東京都のガイドラインに沿って少人数指導を実施している学校もある一方で、生徒数の推計に応じて普通教室を確保する必要があるため、実情を踏まえた整備が必要であると考えます。
12	外国からの転校生と従前からの子どもたちの間でトラブルが起きてしまったとき、あいキッズの責任者と担任の先生の間で何度も話し合いがあり、そうしたセクターを越えたコミュニケーションが非常に大切だと感じた。	学校と学校関係者との連携の視点は、本審議会も十分に認識しており、本答申(P.11～12 及び 23)では、課題の解決のため、教員のみならず、学校を支援する人材や関係諸団体と連携を図ることが求められている、としています。
13	少子化で学校統廃合に向かうのではなく、より子どもに手厚い教育の機会と捉え、少人数学級を実現しながら今ある校舎を存続して欲しい。	本答申(P.9～10,21)では、学校の統合・再編については、学校規模や年少人口の将来推計などを踏まえながら、また、学校規模が教育面や学校運営面に及ぼす影響を考慮した上で、検討を進めていくことが考えられる、としています。 過小規模化により学校が抱える課題は、施設整備や運営面、指導面での工夫では十分な対応ができないことがあるとともに、過小規模校を避けて隣接校への入学割合が大きくなる傾向があることから、早急な対応が必要です。 また、学校規模の大小にかかわらず、習熟度に応じた指導や少人数指導、チームティーチングといったきめ細かな指導の取組を行っています。

第3章 板橋区立学校の適正規模及び適正配置

3 板橋区立学校の適正規模及び適正配置の実現に向けた基本的な考え方

No.	意見の概要	審議会の考え方
14	学力の差があることが気になっている。補習授業は行っていると思うが、学力差をつけないためのフォローする取組があると良いと思う。 また、金銭的な問題で塾に通えなくても、放課後に地域の大学生ボランティアなどを募集し勉強を教えってもらう場の提供を検討してほしい。 ※その他、同様の意見2件	学校では必要に応じて放課後などに補習を実施しています。また、学校によっては、板橋区コミュニティ・スクール等を活用して地域と連携し、授業理解促進や学力向上を目的とした学習教室を実施しています。こうした取組を学校間もしくは地域間で共有していくことが重要であると考えます。教育委員会では中高生や若者を支援する施設として「i-youth」を設置しているほか、中高生を対象に、大学生などのボランティアが勉強を教え、相談を行う勉強会「学びiプレイス」を実施しています。また、大学生ボランティアは、子どもたちの学校生活や学習の補助を行う学習支援員(有償ボランティア)としても活躍しています。

No.	意見の概要	審議会の考え方
15	学区が上板橋第二小であるが、学校までの距離も遠く環状七号線を渡らなければならないため、安全性も低いと、学区を見直してほしい。	本答申(P.13～14)では、通学区域は、居住地から学校までの距離だけでなく、安全性や学校の適正規模など様々な要因に基づいて設定されており、通学区域については、適正規模の実現をはじめ通学に係る安全性や距離、小中学校の通学区域の整合性などを基本としながら、町会・自治会の区域などにも配慮して、教育委員会において検討していくとしています。小学校については、毎年実施している通学路の安全点検や学童擁護員の配置により、通学路の安全性を確保に努めています。
16	入学予定校変更希望制度により本来の通学区域外の学校に通学している場合、下の子が入学する際に抽選結果によっては同じ学校に入学できない可能性がある。今回の答申はとも評価できる内容で、このような状況が変わるか希望を持っている。通学区域外からの入学について、住所で一括りにせず、各々の状況を総合的に判断してほしい。 ※その他、同様の意見2件	学校の適正規模化を実現するにあたっては、各学校の状況に応じて入学可能数を決める必要がある一方で、様々な事情により入学予定校変更希望制度を活用する児童生徒がおり、兄弟が別々の学校になることで保護者の負担が大きくなってしまふことも理解できます。ご指摘の入学予定校変更希望制度の運用については、教育委員会に情報共有させていただきます。
17	通学区域では、通学距離や安全性が言及されているが、学習用端末の持ち運びの負担や時間割通りのカリキュラムが行われないことにより本来不要な教科書を持って登下校をする現状がある。体力面や安全面を考慮すると、通学距離を延ばすことは現実性がないように思う。	本答申(P.14)では、通学距離に関しては、距離や道路状況等を総合的に捉え、弾力的に考える必要がある、としており、ご指摘の体力面なども含めて検討していく必要があると考えます。
18	PTA は本来、任意加入団体であるが、板橋区では同調圧力を含む加入の強制や学校長による PTA への児童名簿の不正流出等が発生している。そのため、PTA の地区分けが言及されている PTA ありきの学校運営に「適正規模化」の効果が疑問視される。学校と PTA との関わり方については、より慎重な対応が必要ではないか。	教育委員会では、「地域とともにある学校」の実現をめざして様々な取組を行っています。また、本答申(P.14)では、学校運営を円滑に進めていくために、引き続き、保護者を含む地域との協働に取り組んでいくことが求められている、としています。また、学校運営にあたっては、PTA ありきの考え方ではなく、学校関係者や保護者、地域が一体となって進めていくことが重要であると考えます。
19	「小中一貫型学校の小学校からの進学者と、周辺小学校からの進学者との人間関係構築の差」について、私立学校でもイジメや差別の問題に発展する等、大きな課題であり、小中一貫型学校導入にあたり、具体的な対策が求められる。	ご指摘のとおり、小中一貫型学校の導入にあたって、人間関係の構築に差が出ないようにすることは重要な視点であり、本答申(P.15～16)でも配慮の必要性について言及しています。具体的な対策については、引き続き考えていく必要があります。

No.	意見の概要	審議会の考え方
20	高学年生徒が低学年生徒に及ぼす影響について言及されておらず、高学年の過激な発言や暴力による低学年への影響や、身体的な差による低学年への影響(高学年との接触による怪我や、体格差からの恐怖心等)についての対策が必要と思われる。	高学年児童生徒が低学年児童生徒に及ぼす悪影響については、小中学校の別や学校規模などに関わらず、全ての学校において考慮しなければいけない視点です。日頃の学校運営や生活指導などを行っていく中で、進められていくものであると考えます。
21	小中一貫型学校の設置について初めての記述である。設置可能な学校や地域をいつまでに示すのか記述してほしい。	小中一貫型学校の設置が可能な学校や地域については、今後、教育委員会において示していくものであると考えます。

第4章 新たな学びを踏まえた持続可能な学校施設整備

1 基本的な考え方

No.	意見の概要	審議会の考え方
22	正門から車椅子でも通れるようにしてほしい。	施設整備を進めていくにあたっては、バリアフリーの視点を考慮することは必要不可欠であり、本答申(P.16)でも言及しています。引き続き、必要な施設整備が求められます。
23	小中一貫校や教科センター方式、フリーアドレス職員室にも触れられているが、実態は問題だらけである。現場の教職員からも意見があがっている。	本答申(P.3)では、「オープンスペース型運営方式」や「教科教室型運営(教科センター)方式」、「職員室のフリーアドレス化」については、子どもたちの学びや教科指導の充実、児童生徒の主体性向上、教職員の働きやすさ向上といった様々な面で効果が期待でき、全国的に見ても先進的な取組であるとしています。また、本答申(P.15)では、小中一貫型学校は、小中一貫教育を進めていくうえでの一つの手段であるとしており、それぞれの取組にあたっては、現場の教職員との連携を図りながら進めていくことが重要です。

第4章 新たな学びを踏まえた持続可能な学校施設整備

2 検討すべき事項

No.	意見の概要	審議会の考え方
24	外国籍生徒への支援の充実が必要である。日本語学級に通う児童生徒は国籍も様々で、英語だけでは対応が難しいことも多い。外国語版の教科書の配布や学校だよりなどの翻訳なども必要であるとする。保護者や卒業生などにも支援ボランティアを募り、支援の輪が広がれば良いと思う。	本答申(P.18～19)では、子どもたちは複雑かつ高度な問題を抱えており、一人ひとりに寄り添ったきめ細かな対応が必要になっているとしています。保護者やボランティアを含めた様々な人材により支援を広げていくことは重要な視点であると考えます。教育委員会では、令和5年度から日本語を話すことができない児童生徒への日本語指導を行うために、当該児童生徒が在籍する学校に日本語指導員を派遣する日本語学習初期支援事業を児童生徒の編入時期に合わせて通年実施しています。従来の日本語学級における指導とあわせて、日本語教育に関する支援を行っています。 本答申(P.18～19)及び資料編(資料 25,26)に「日本語指導が必要な子どもたちの増加」について、記載と資料追加しました。

No.	意見の概要	審議会の考え方
25	外国籍児童生徒への対応について、海外では、語学が一定以上できるまでは語学学校へ行ってから入学するのが一般的であり、区でも日本語学校で教えたあとにそれぞれの学校に入学させる方が、先生方や周りの子どもたちの負担が減るのではないかと。	外国籍児童・生徒については、我が国の義務教育への就学義務はないため、日本語学校で基礎的な日本語を身に付けた後に小中学校に入学することを選択するケースも見受けられます。教育委員会では、主に 4 月入学者を対象とした小集団指導と入学時期に関わらず個別に対応する個別指導により、日本語学習の初期支援を行っています。また、通常学級に在籍しながら週に 1 回程度通い、学習する日本語学級を設置しています。引き続き、一人ひとりに寄り添ったきめ細かな対応が求められています。 本答申(P.18～19)及び資料編(資料 25,26)に「日本語指導が必要な子どもたちの増加」について、記載と資料を追加しました。
26	災害時に、学校が避難所になった場合に、児童生徒の学習が滞ってしまうのが気になった。	本答申(P.4,13,18)では、学び舎としての本来機能に加えて、防災拠点や地域拠点としての機能も踏まえた施設内容を検討していく必要がある、としています。 本答申(P.18)に「避難所運営と学校運営の両立」について、記載を追加しました。
27	学校は災害時の避難拠点になることを一番に考えてほしい。	本答申(P.4,13,18)では、学び舎としての本来の役割に加えて、災害時の避難拠点や地域活性化の拠点としての役割を担っていることを踏まえ、将来的な環境変化にも対応していく必要がある、としています。
28	児童数が多い環境に疲れる子どももいる。オンライン授業やオンライン登校などができる体制が整えば、結果的に不登校なども減るのではないかとと思う。	これからの学びや多様な学び方に対応していくにあたっては、オンライン授業をはじめとする ICT 環境をより一層活用していくことが重要です。 本答申(P.17)に「ICT 環境の活用のための多角的な取組の重要性」について、記載を追加しました。
29	不登校児童生徒の教育の機会をもっと検討してほしい。	本答申(P.20)では、不登校児童生徒の対応として、校内での居場所づくりや支援体制の強化を行っており、引き続き、関係者の連携を密にしながら対策を講じていく必要があるとしています。 本答申(P.20)に「個別学習ができる居場所の確保や学習用端末等を活用した支援策の検討」について、記載を追加しました。
30	不登校児童生徒に対応できるスタッフの配置を増やし、不登校専門で対応するスタッフを常駐させてほしい。	資料編(資料 22)でお示ししているとおり、教育委員会では、スクールカウンセラーや適応支援アドバイザーといった人材を配置し、不登校児童生徒への支援体制を整えています。また、スクールカウンセラーは、令和 5 年度から都の配置に加えて、区で独自配置し増員しているほか、区で配置しているスクールソーシャルワーカーの増員をしています。引き続き、体制の充実が大切であると考えます。

No.	意見の概要	審議会の考え方
31	フレンドセンターや各学校での居場所づくりが徐々に増えているが、週2日開設であったり、予約制をとる学校がある。いつでも思い立った時に登校して安心できる場所を設けてほしい。また、それでも学校にいけない児童生徒は多く、自宅に引き籠ったり、フリースクールに通う場合の金銭的負担は大きいので、補助(給食代、フリースクール利用料や療育利用料)を検討してほしい。	本答申は、区立学校の適正規模及び適正配置に関する内容を議論しているため、フリースクールへの支援については議論の対象に含めていませんが、不登校児童生徒の対応として、本答申(P.20)では、校内での居場所づくりや支援体制の強化を行っており、引き続き、関係者と連携を密にしながら対策を講じていく必要があるとしています。ご意見の内容は教育委員会に共有させていただきます。
32	教室に入室できない生徒向けに個別でオンライン授業を受けることができるスペースを作り、その様子を確認するスタッフの配置を検討してほしい。	教育委員会では、令和5年度に学校での居場所を設置しており、学校へ登校できるものの教室には入れない生徒に対して、教室や保健室とは別の部屋を用意しています。また、一部の学校では、支援員や空き時間の教員等を配置しており、別室では、座席を離したり、仕切りを置くことで個別に学習しやすい環境を整えています。本答申(P.20)に「個別学習ができる居場所の確保や学習用端末等を活用した支援策の検討」について、記載を追加しました。
33	ステップアップ教室はなぜ不登校生徒は対象にならないのか。	資料編(資料 29)でお示ししているとおり、ステップアップ教室(特別支援教室)は、情緒・行動面等で個別の対応が必要な児童生徒を対象としており、週に1回程度、指導を受ける内容になっています。教育委員会では、不登校児童生徒の対応として、校内での居場所づくりや支援体制の強化を行っており、引き続き、関係者の連携を密にしながら対策を講じていく必要があると考えます。
34	特別支援学級について、学校によって人数に差がある。学校の施設にあった学級数を算定したうえで学校運営することが必要である。	資料編(資料 15)でお示ししているとおり、特別支援学級に在籍する児童生徒数は10年前と比べて増加傾向にあり、一人ひとりに寄り添ったきめ細かな対応が求められています。また、本答申(P.19～20)では、特別な支援を必要とする子どもたちの数の推移を予測することは難しいものの、今後、特別支援学級や特別支援教室等に関しての適正規模及び適正配置を検討していく必要性も考えられるとしています。
35	板橋区には情緒固定学級がないため、知的障害のない生徒が特別支援学級(知的)に多く在籍している。そのため、知的障害のある生徒の居場所づくりが困難になっている現状がある。課題解決のため、支援方法を細分化し、個別のニーズをしっかりと吸い上げる必要がある。 ※その他、同様の意見1件	子どもたち一人ひとりに寄り添ったきめ細かな対応をするうえで、情緒・行動面等で個別の対応が必要な児童生徒を対象とした特別支援学級の設置を検討することが適切であると考えます。本答申(P.19)に「情緒・行動面で個別の対応が必要な児童を対象とした特別支援学級の設置の検討」について、記載を追加しました。

No.	意見の概要	審議会の考え方
36	職員室が広く、先生を呼ぶ際に大きな声で声掛けしないといけないので声掛けができない子どもにとっては困る。出入口付近に受付スタッフを置くか、配置の変更など対応してほしい。	学校によって、職員室の広さや教員の配置は様々であり、各学校が学校運営を行う中で検討していくものであると考えます。子どもが教員に声掛けや相談がしやすいような職員室づくりを実現していくことが重要です。 本答申(P.19)に、「児童・生徒が容易に相談できるようなレイアウトの工夫等」について、記載を追加しました。
37	現在のオンライン授業は板書が見にくく、ノートが取りにくいいため、授業を理解するには難しそうです。また、音楽や体育等のオンラインで対応できない授業について、不登校生徒への個別対応を検討してほしい。	本答申(P.17)では、「好事例での発信や活用を底上げする支援等、多角的な取組を進めていくことが重要である」としています。加えて、不登校児童生徒に対する授業の個別対応についても重要な視点です。 本答申(P.20)に「個別学習ができる居場所の確保や学習用端末等を活用した支援策の検討」について、記載を追加しました。
38	学校の先生にわからないところを教えてほしいと伝えたところ、学習用端末にわかりやすい動画が沢山あると言われてしまった。生徒が学びたいと言っているのに、教える気が無いのかと不信に思ってしまう。	教員をはじめ様々な人員による丁寧な指導を繰り返すことで、子どもたちが主体的に学びを進める姿勢が身についてきます。本答申(P.17)では、「好事例での発信や活用を底上げする支援等、多角的な取組を進めていくことが重要である」としています。ご意見の内容は、教育委員会に共有させていただきます。
39	学習用端末の持ち運びは低学年児童には重すぎて負担になっているように感じる。原則毎日持ち帰るルールややむを得ない場合のみ自宅のパソコン等からログイン可能というルールを緩和して、学校で充電ができるようにすることで極力持ち帰りの回数を減らす。先生からの毎日の連絡は自宅のパソコン等から確認することを基本とするなど、成長期の子どもたちへの体の負担にも考慮してICT教育を進めてほしい。	個別最適な学びと協働的な学びを進めるためには、本答申(P.17～18)のとおり、学習用端末をはじめとしたICT機器を効果的に活用していく必要があります。教育委員会では、学習用端末の持ち帰りを基本としながらも、児童生徒の実態や保護者からの要望等を踏まえて、過度な負担とならないよう、学校から持ち帰るものについて対応しています。
40	ICT教育について、学校によって学習用端末の利用状況がかなり違うようである。学校間で差が出ないように進めてほしい。 ※その他、同様の意見1件	個別最適な学びと協働的な学びを進めるためには、本答申(P.17～18)のとおり、学習用端末をはじめとしたICT機器を効果的に活用していく必要があります。そのためには、各学校に配置しているICT支援人材によるサポートや、ICT機器活用に関する研修の実施、活用好事例の発信や活用を底上げする支援など多角的に取り組み、活用を推進していくことが重要です。 本答申(P.17)に「ICT環境の活用のための多角的な取組の重要性や活用状況に著しい差が出てしまわないような連携」について、記載を追加しました。

No.	意見の概要	審議会の考え方
41	学習用端末について、Youtubeなどが制限なく閲覧できるようになっている。親が不在の場合は、利用のコントロールが難しいため、学習用端末の使用許可時間を設定してほしい。他自治体では、21時や22時に設定しているところもあると聞いている。 ※その他、同様の意見1件	各家庭における学習用端末の活用は子どもたちの主体的な学びを実現するうえで重要であると考えます。教育委員会では、学習用端末におけるYoutubeの使用許可時間について、午前0時から5時までの間は視聴制限をしており、児童生徒が学習用端末を活用する能力だけでなく、自ら時間を管理して使用する姿勢を育成することをめざしています。
42	学習用端末の活用について、自宅学習ドリル以外にも学びになる取組やシステムを増やしてほしい。担任とのやりとりは未だに連絡帳を使用しているが、欠席遅刻連絡で使用しているシステムがあるので、担任への体調などの連絡やその他の相談ができるコメント欄があると良いのではと思う。その他、学習用端末を活用し、子どもたちが興味のある仕事や事柄など、日々感じたことをとことん調べて発表し学びにする授業や個々の感性や個性を認め合う学習を増やしてほしい。	個別最適な学びと協働的な学びを進めるためには、本答申(P.17～18)のとおり、学習用端末をはじめとしたICT機器を効果的に活用していく必要があります。また、調べ学習や学習における興味を探究するための活用だけでなく、ご指摘のような学校と家庭を繋ぐ連絡手段としての活用など、ICT環境をより一層活用していくことが求められています。 本答申(P.17)に「ICT環境の活用のための多角的な取組の重要性」について、記載を追加しました。
43	インフラとしてのICT化については課題として言及されているが、教員のITリテラシーや教育カリキュラムといったソフト面での検討がされておらず、学校規模の適正化とICT教育推進の因果関係が不明である。	本答申(P.17)では、ICT技術の更なる向上等を踏まえた教育環境の整備の必要性についてソフト面から言及しています。 本答申(P.17)に「ICT環境の活用のための多角的な取組の重要性」について、記載を追加しました。

No.	意見の概要	審議会の考え方
44	友人間や部活動の子ども同士の連絡等にSNSを利用しているが、ルールや規制の検討が十分でなく、子どもたちの人間関係等への影響が懸念される。子どもにスマートフォンを買い与えたものの、適切に管理できないと悩んでいる保護者もいた。また、部活動という正規の学校活動において特定のSNSアプリが連絡手段として保護者の間で当然のように使用されていることに強い違和感がある。個人情報保護の観点からも、メール送信と信頼性の低い SNS 使用を比較した際のメリット・デメリットについて保護者が客観的に判断できるようになる教育、啓発も重要と思われる。	スマートフォンや SNS 等の利用にあたっては、メリットデメリットを正しく理解したうえで適切に利用することが必要であり、そのためには教育委員会や学校、保護者それぞれが子どもたちへ指導・啓発していくことが重要です。また、教育委員会では、子どもたちがスマートフォンやタブレット等を使用するにあたって、指導や啓発を目的としたリーフレットを作成しています。 本答申(P.17)に「ICT 機器を使用する際にルールやリスク」について、記載を追加しました。
45	教育現場で実際に起きている問題にいち早く対応できる体制が、今以上に整備されることを望みます。現場で児童・生徒の一番近くにいる教師のリアルな声に瞬時に対応できる具体的な整備を、今後さらに強化してほしいです。	本答申(P.11,18)では、学校運営を支える様々な人材を配置することで支援体制の充実を図る必要性と、施設内容を検討する際、子どもたちや教職員など様々な主体の意見を取り入れながら議論をしていく重要性について記載しています。現場の声を大切にし、多様化する様々な需要に答えていく必要があります。
46	学校の提出課題への取り組みと部活の両立が難しいことが多い。子どもたちの生活時間や課題の負荷をある程度「見える化」し、教職員も保護者も子どもたちの体調、健康管理をもっと意識する必要があるのではないか。	子どもたちのより良い成長のためには、学習面や部活動、家庭での生活面など様々な視点から考えていく必要があります。学校や家庭、地域が連携して支えていくことが必要であると考えます。
47	あいキッズが小学校敷地内にあることで、子どもたちの移動時間やたくさんの荷物を持つての危険な移動、事故、トラブルなどのリスクを軽減できていると強く実感できた。中学生も部活動の後に時間をかけて学習塾や進学塾に行かずとも、数学や英語の演習といったメニューが週に 1,2 回でも校内で提供されたら非常にありがたい。	学校では必要に応じて放課後などに補習を実施しています。また、学校によっては、板橋区コミュニティ・スクール等を活用して地域と連携し、授業理解促進や学力向上を目的とした学習教室を実施しています。こうした取組を学校間もしくは地域間で共有していくことが重要であると考えます。教育委員会では中高生や若者を支援する施設として「i-youth」を設置しているほか、中高生を対象に、大学生などのボランティアが勉強を教え、相談を行う勉強会「学び i プレイス」を実施しています。また、大学生ボランティアは、子どもたちの学校生活や学習の補助を行う学習支援員（有償ボランティア）としても活躍しています。

No.	意見の概要	審議会の考え方
48	あいキッズの新しい施設は小学校校舎と一体のため、耐震性や防犯、防火設備など安心感があつた。一方、民間の習い事、学習塾、進学塾は雑居ビルなどで事業が実施されていることが多く、避難マニュアルの整備や防災訓練が十分に行われていないのが現状で不安が大きいことから学校で夜間の校舎の活用を新たに検討してもらえたら非常にありがたい。	本答申(P.18,23)では、施設更新を考えるにあたっては、施設の多機能化や他の公共施設との複合化をはじめとした次世代の公共施設や学習空間のあり方について言及しており、校舎の一部活用も検討の余地があると考えます。また、教育委員会では中高生や若者を支援する施設として「i-youth」を設置しているほか、中高生を対象に、大学生などのボランティアが勉強を教え、相談を行う勉強会「学びiプレイス」を実施しています。また、大学生ボランティアは、子どもたちの学校生活や学習の補助を行う学習支援員(有償ボランティア)としても活躍しています。
49	あいキッズでは工作や音楽、英会話や算数の学習など多様な教育メニューがあり、また、送り迎えの必要がなくてありがたいと感じ、費用面でもとても助かった。中学校でも民間業者との連携も視野に入れながら教育人材・資源の有効活用と家庭の経済力の違いによる教育格差の是正を積極的に進めてほしい。	
50	発達障害を含め、児童生徒の多様化に対応した包括的教育、障害児を分離しない教育を行ってほしい。	本答申(P.4)では、「障がいの種類や程度に応じた指導や支援による、誰もが共に学び合うインクルーシブ教育等の重要性が増している」としています。インクルーシブ教育は多様性を尊重し共に学ぶ仕組みで、個に応じた合理的配慮が提供される必要があります。共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズに的確に応えるための多様で柔軟な仕組みを整備することが重要であると考えます。本答申(P.19)のとおり、通常学級、特別支援教室、特別支援学級、特別支援学校といった多様な学びの場を整備し、一人ひとりの特性や支援レベルに応じた環境の充実を図っていくことが求められています。
51	障がい(知的障がい、学習障がい)を持つ2人の子の保護者だが、学習用端末を活用することにより受けられる合理的配慮はたくさんあり、使用ルールを設けることで配慮が受けにくくなってしまったため、ルールは最低限にしてほしい。	個別最適な学びと協働的な学びの実現に向けては、本答申(P.17～18)のとおり、学習用端末をはじめとした ICT 機器を効果的に活用していく必要があります。その中で、持ち運びの負担感や利用ルールの見直し等については、ICT 教育の状況を総合的に勘案し、考えていく必要があります。本答申(P.17)に「ICT 環境の活用のための多角的な取組の重要性」について、記載を追加しました。

No.	意見の概要	審議会の考え方
52	障がい者計画 2030 及び障がい しゅ福祉計画(第7期)・障がい 児福祉計画(第3期)(素案)の パブリックコメントに対する区の 考え方では、「学習障がいにつ いては、担任等が授業の中 での読み書きの様子や、読み の アセスメントである MIM 等 を通して実 態を把握しており」と あるが、MIM には3つの段階が ある。板橋区では第3段階(学 習の伸びや定着が見られない 子どもに配慮して、学校内外で 補足的・集中的な指導の実施 や、より個に特化した指導を展 開する)の指導をできる教員は いるのか。そこまでの支援を見 据えた活用をしてほしい。	資料編(資料 15)でお示ししているとおり、特別な支援を 必要とする児童生徒数は 10 年前と比べて増加傾向にあ り、一人ひとりに寄り添ったきめ細かな対応が求められて います。ご指摘の内容も含めて、心身に障がいのある児 童・生徒の学校生活の支援等を行う学校生活支援員等も 活用しながら、本答申(P.19)では、子どもたち一人ひと りの特性や支援レベルに応じた体制を充実させていくことが 重要であり、資料編(資料 22)に様々な支援人材をお示し しています。
53	特に学習障がいにはスピードが 大事である。合理的配慮を学校に 申請すると、校内委員会などで 長時間かかる。知識・経験の浅 い教員にとっては、負担も大き いため、合理的配慮事例集や マニュアルを公開してほしい。	資料編(資料 15)でお示ししているとおり、特別な支援を 必要とする児童生徒数は 10 年前と比べて増加傾向にあ り、一人ひとりに寄り添ったきめ細かな対応が求められて います。合理的配慮事例集やマニュアルの公開に関する ご意見は、教育委員会に共有させていただきます。
54	学びのエリア、小中一貫校、板 橋区コミュニティ・スクール等の 取り組みは 端的に何を目標し ているのか非常に分かりにく い。 答申の中では外国にルー ツを持つ子どもの増加などに触 れられているが、日本語を母 語としない子どもに対する教育 体制は非常に脆弱であると言え る。例えば、学びのエリア内に 1校は日本語教育に特化した 学校を作るなどして、エリア内 での調整を図るといった特色を 持たせるのであれば非常に有 効であると思う。そのような指 針もなく、小中学校をグルー プ化したところで、保護者目線 では何の効果も期待して良いの か分からない。	本答申(P.14～16)では、学びのエリアと小中一貫型学校 及び板橋区コミュニティ・スクール等の目的について、そ れぞれ「小中一貫教育の推進」と「学校と地域が互いに課 題を認識し、一体となって地域の子どもたちを育む仕組 み」であると記載しています。 一方で、日本語指導を必要とする子どもたちへの支援体 制については、ご指摘のとおり引き続き体制を整えていく 必要があります。 本答申(P.18～19)及び資料編(資料 25,26)に「日本語指 導が必要な子どもたちの増加」について、記載と資料を追 加しました。

第5章 適正規模・適正配置に向けた取組

1 小規模化対応

No.	意見の概要	審議会の考え方
55	教育環境整備が学校の統廃合ありきにならないことを望む。板橋区内の学校は敷地面積が狭い。新しく敷地を確保することは難しい中で、2つの学校を1つの学校の敷地に入れてしまうのは無理がある。	本答申(P.9～10,21)では、学校の統合・再編については、学校規模や年少人口の将来推計などを踏まえながら、また、学校規模が教育面や学校運営面に及ぼす影響を考慮した上で検討していくことが考えられるとしています。

第5章 適正規模・適正配置に向けた取組

2 大規模化対応

No.	意見の概要	審議会の考え方
56	志村小・志村四中の小中一貫型学校を強行しようとする姿勢は、答申にある「大規模校化を解消する取り組み」と矛盾するのではないか。 ※その他、同様の意見1件	教育委員会において、志村小・志村第四中小中一貫型学校の設置に向けて取組を進めていることは審議会としても承知しているところであり、個別の事由についての議論はしておりませんが、小学校、中学校がそれぞれ大規模になるわけではないため、本答申(P.21～22)にある「大規模化を解消する取組」に矛盾するものではないと考えます。
57	子が大規模校に通っていたが、少人数学級が実施できない期間があり、学習塾に通う資力の有無や家庭指導の有無によって学力に差が生じていると感じた。また、高校受験を控えて進学塾に通うと家庭における経済面や生活面で余裕がない状態となる。	本答申(P.21～22)では、大規模化が進んでいる学校については、余剰スペースの普通教室への転用や増築などによる教室・諸室の確保を進めつつ、学校の隣接用地を含めて、課題が最小化し、教育環境が充実するよう努めていくことが重要である、としています。引き続き、大規模校の課題が解消するような取組を進めていくことが求められています。
58	金沢小について、児童数に対して学校の規模が足りておらず、図書室や音楽室を普通教室に転用しているため、やむを得ず教育内容を縮小せざるを得ない状況になっている。数年後には大規模マンションが建設される予定であり、児童がさらに増えることが予想されることから、大規模化の解消に向けて、通学区域の再編または学校の追加設置をお願いしたい。 ※その他、同様の意見1件	本答申(P.21～22)では、大規模化対応の取組には、増改築、通学区域の変更、余剰スペースの活用による教室等の確保などの施設整備面での取組と、様々な人材の配置や時間割の調整などの学校運営面での取組を記載しています。教育委員会では、規模集合住宅の建設情報などを基に、学校別に児童数や学級数の推計を行っており、これまでも適正規模化のための通学区域変更などを行ってきた一方で、近隣小学校の学級数や教室数の状況によっては、区域変更が難しい状況もあります。また、新校設置は用地確保が困難である土地情勢から慎重に検討する必要があります。児童数や学級数の推計をもとに、各学校の状況に応じて必要な対応をしていくこととなる、と考えます。
59	金沢小は、校庭は広いが児童数が多いため外で遊べない日もあると聞いている。児童数を減らす工夫をして、毎日外で遊べるようにしてほしい。	本答申(P.21～22)では、大規模対応の取組には、増改築や通学区域の変更、余剰スペースの活用による教室等の確保などの施設整備面での取組と、学校運営上の工夫により教育環境の充実に努めていくことが重要としています。限られた条件下であっても、課題最小化のための取組をしていく必要があります。

No.	意見の概要	審議会の考え方
60	教室不足について、小中一貫教育の方針を踏まえると、中学校の施設を活用することはできないか。学校を新設したり、通学区域を変更するよりも簡単にでき、子どもたちにとっても異学年への意識が高まる良い機会になると考える。	本答申(P.21～22)では、大規模化対応の取組には、増改築、通学区域の変更、余剰スペースの活用による教室等の確保などの施設整備面での取組と、様々な人材の配置や時間割の調整などの学校運営面での取組を記載しています。また、ご指摘の中学校施設の活用については、学校間の距離や学校運営に係る調整を十分に行う必要があると考えますが、小中一貫教育の視点では良い機会になると考えられます。 本答申(P.22)に「校外施設の活用検討」について、記載を追加しました。

第5章 適正規模・適正配置に向けた取組

3 適正配置

No.	意見の概要	審議会の考え方
61	中学校部活動は外部委託するなど、大人の目が行き届く環境にしてほしい。	本答申(P.13,23)では、中学校部活動の地域連携及び地域移行は今日的な課題であり、学校の適正配置を進めるにあたってもあわせて考えていかなければいけない視点であるとしています。教育委員会では、区立中学校部活動の地域移行を推進するための計画を策定しているところです。
62	学校の業務軽減にもつながる区立図書館の改革(不登校児童の学校外の居場所としての活用、図書のオンライン予約と区立学校への配送と受け渡し返却業務)をしてほしい。	本答申(P.22～24)では、学校の適正配置を考えていくうえで、図書館などの学校以外の公共施設との連携や複合化も重要な視点であるとしており、今後の取組が期待されます。
63	中等教育の質の向上(中学校の授業改善、部活動の中体連の在り方、部活動の完全地域移行、中等教育での海外留学への進路開拓、都立高校の専門的な技能習得訓練校の充実)をしてほしい。	「子どもたちが未来を切り拓くための資質・能力」を育成するためには、ご指摘の点も必要であると考えます。本答申(P.13,23)では、中学校部活動の地域連携及び地域移行は今日的な課題であり、学校の適正配置を進めるにあたってもあわせて考えていく必要があるとしています。また、都立高校の特色ある取組を情報収集し、活用できる視点の研究が大切です。

第6章 おわりに

No.	意見の概要	審議会の考え方
64	板橋区の教育は教育・心身・環境共に手厚いと感じる。PTA 活動で子どもたちの活動を見る機会から、子どもたちは高度な義務教育を受けており、大人がそれをつぶさないようにすることがないようにと思う。	本答申(P.24)では、子どもたちのより良い成長のためには、学校の規模や配置の適正化を図り、魅力ある学校を作っていくことが重要であるとしています。 今後も子どもたちの学びが深まる環境整備が求められています。

答申全体について

No.	意見の概要	審議会の考え方
65	板橋区の教育環境の向上よりも、学校(区域と箱)を再編成し、板橋区のコストパフォーマンスを上げる事に重きを置いた、後ろ向きな施策に感じる。板橋区の教育環境を改善し、若年層を増やす為の施策があっても良いのではないかな。	本答申(P.1～2)では、近年の教育環境の著しい変化を踏まえて、更なる教育内容の充実と教育環境の整備に向けて、区立学校の適正規模及び適正配置の視点から、今後教育委員会が取るべき方向性の基本的な考え方や具体的方策について示しています。
66	全ての児童・生徒が平等に教育や支援を受けられる環境の整備がなされることが一番である。今回の中間まとめを読み、どの課題もその方向で検討されていることがわかった。	本答申(P.1～2)では、「子どもたちが未来を切り拓くための資質・能力」をより一層確実に育成する必要性を記載しており、様々な視点から議論を進めてきたところです。
67	パブリックコメントの主旨が分かりにくい。板橋の教育にとって重要なことであるならば、問題点をわかりやすく整理し、区民に広く広報してほしい。また、現場の教職員、保護者、専門研究者による検討会などをもち、根拠ある議論を重ねてほしい。 ※その他、同様の意見2件	本審議会において議論が必要となった背景や審議項目等については、本答申(P.3～4)に記載しています。また、パブリックコメントを実施するにあたっては、広報紙や区ホームページなど通常の広報に加えて、児童生徒やその保護者、教員、未就学児保護者からもご意見をいただくべく、様々な周知方法により広報しました。加えて、本審議会には、学識経験者(教育分野・建築分野)5名、公募区民2名、現教員2名をはじめとする様々な立場や知識を有するメンバーにより、それぞれの知見を活かした議論を行っています。
68	『広報いたばし』における意見募集に関しては、「今回のパブリックコメントの募集は区立小中学校の適正規模・適正配置のあり方をはじめ、区の今後取るべき方向性の基本的な考え方・具体的な方策をまとめるため、答申(中間のまとめ)を作成しました。」との記載のみで意見を求めているが、何に関して意見を述べればよいのか理解できない。答申の内容を理解するには区役所に赴くか、担当課に電話するか、HPを検索するしかなく、本気で区民の声を聴こうとしているとは思われません。	パブリックコメントを実施するにあたっては、広報紙や区ホームページなど通常の広報に加えて、児童生徒やその保護者、教員、未就学児保護者からもご意見をいただくべく、児童生徒保護者への情報連絡ツールや未就学児が集まる児童館や区立保育園へのポスター掲示といった様々な周知方法により広報しました。 また、広報いたばしでの掲載内容については、紙面の都合上、記載は実施概要までとなり、詳細は窓口や区ホームページにおいて確認いただくことになっています。

その他について

No.	意見の概要	審議会の考え方
69	中学校制服を学校指定から標準服にしてほしい。 ※その他、同様の意見2件	本答申は、区立学校の適正規模及び適正配置に関する内容を議論しているため、中学校制服について議論の対象に含めていませんが、現在、教育委員会では全て区立中学校に制服ではなく、標準服を導入しています。

No.	意見の概要	審議会の考え方
70	学校指定の上履きやスクール水着を廃止してほしい。子どもの成長に伴い頻繁に買い替えるのは負担が大きい。現在は指定が望ましいとされているが、指定があれば指定を買う家庭が多いと思う。いっそ色や形式のみを統一し、学校指定の形は廃止にしていきたい。	本答申は、区立学校の適正規模及び適正配置に関する内容を議論しているため、学校指定の上履きやスクール水着について議論の対象に含めていませんが、ご意見の内容は教育委員会に共有させていただきます。
71	中学校制服を子どもの成長にあわせて頻繁に買い替えるには価格が高すぎるため、安価にしてほしい。あるいは、全校同じ制服にすることで、価格を下げる、中古流通量を増やすなどの対策を検討してほしい。	本答申は、区立学校の適正規模及び適正配置に関する内容を議論しているため、中学校制服について議論の対象に含めていませんが、標準服の価格や中古流通量については、製造や小売、中古市場の状況で決定されていくと考えます。また、学校単位で標準服をリサイクルする取組も行われており、保護者負担が減少する取組である、と考えます。
72	志村小・志村第四中小中一貫型学校説明会では、9年間の小中一貫型学校は大きな魅力だと何度も強調していたが、一体何人の生徒が9年間一貫教育となるのか。やはり志村小・志村第四中小中一貫型学校は考え直した方が良い。	教育委員会において、志村小・志村第四中小中一貫型学校の設置に向けて取組を進めていることは審議会としても承知しているところですが、個別の事由についての議論はしておりません。本答申(P.15～16)では、小中一貫型学校は「小中一貫教育を推進し、子どもたちのより良い学習環境の整備と成長機会の提供のための1つの手段であり、学校の形態における新たな選択肢である」としています。加えて、設置にあたって考慮すべき内容や配慮する必要がある点について示しています。
73	志村小・志村第四中小中一貫型学校の設置について、住民説明会で出された設置の見直しを求める意見等を答申に反映するよう、審議会で検証してほしい。また、通学する地域住民の子どもたちが喜んで通学できる学校設置をお願いしたい。	
74	フリースクールに通う子どもたちの支援をしてほしい。	本答申は、区立学校の適正規模及び適正配置に関する内容を議論しているため、フリースクールへの支援については議論の対象に含めていませんが、教育委員会では、小学3年生から通うことのできるフレンドセンターや不登校児童生徒への取組を進めています。ご意見の内容は教育委員会に共有させていただきます。
75	給食を無農薬野菜で作ってほしい。地産地消で子どもたちが安心安全で食べられる給食が望ましいので、地元の無農薬農家と提携することで、WINWINの関係になると思う。	本答申は、区立学校の適正規模及び適正配置に関する内容を議論しているため、給食食材については議論の対象に含めていませんが、教育委員会では、区内農産物や板橋区と交流のある都市の農産物を使用することによる食育推進の取組を実施しています。ご意見の内容は教育委員会に共有させていただきます。

No.	意見の概要	審議会の考え方
76	令和5年度の予算で教育関連予算が増えたことは歓迎しているが、今後も「教育のいたばし」を標榜するのであれば、さらに大幅な予算を付けて 抜本的な見直しと支援を進めていくべきだと思う。	「子どもたちが未来を切り拓くための資質・能力」をより一層確実に育成するために、必要な教育予算を確保することは重要であると考えます。 本答申(P.12)に「人員や予算の確保」について、記載を追加しました。
77	18 時前後の時間帯は夕食の時間と重なるので、子どもたちの健康にしっかり配慮した軽食のメニューは必要になる。あいキッズは予算の制限や調理設備の制限が大きく、質の面で、化学調味料の問題など不安があったのは残念だった。夏休み、冬休み等の学童保育でお弁当が注文できるのは助かったが、肉料理が中心で子どもが食べづらいときもあったようなので配慮は必要だと感じた。共働き家庭やひとり親家庭の事情、ヤングケアラーの支援も含めて都、政府に予算を要求していき、中学生の放課後の教育環境の整備に舵を切ってもらいたい。	本答申は、区立学校の適正規模及び適正配置に関する内容を議論しているため、あいキッズの食事提供や放課後対策事業の中学生への拡大については議論の対象に含めていませんが、ご意見の内容は教育委員会に共有させていただきます。 審議会としては、本答申(P.11～12)のとおり、子どもたちを取り巻く環境の多様化や子どもたちが抱える問題の複雑高度化を踏まえると、教員のみで全てを対応することは難しくなっていることから、学校運営を支える様々な人材を配置し、関係機関との連携が重要であると考えます。また、国や東京都に対して、予算や人員の視点から適切に要望していくことも重要です。
78	学科指導においては現在、加賀中学校は英語教育や SDGs 教育などは現代社会に適合した新しい教育内容になっているため、民間の進学塾の旧態依然とした英語指導の内容や受験に特化した教材は時代遅れではないかを感じる。学校側が周辺地域の教育事業者に対してイニシアチブを発揮してもらいたい点が多々ある。危機管理や引き渡し訓練などについても学校側に優れたノウハウがある。また、これから日本版 DBS による取り組みが進んでいくと思うが、学校、民間事業者の区別なく、すべての教育環境において、子どもたちの犯罪被害を『絶対に未然に防止する』という強い決意ですべての教育関係者には臨んでもらいたい。	本答申は、区立学校の適正規模及び適正配置に関する内容を議論しているため、頂いたご意見については議論の対象に含めていませんが、ご意見の内容は教育委員会に共有させていただきます。また、子どもたちの犯罪被害防止にあたっては、絶対にあってはならないという強い信念を持ち、子どもたちの多様性に配慮した施設づくりや居場所の創出などの視点を加えながら、議論していくことが重要であると考えます。
79	公立中学をもっと魅力的な場所にすることで、公教育の底上げをしてほしい。	本答申は、子どもたちのより良い成長のためには、学校の規模や配置の適正化を図り、魅力ある学校を作っていくことが重要であるとしています。